

第3章 農業の持続的発展に向けて

1 農業者戸別所得補償制度*の取組

(平成24年度は九州管内で19万1,381経営体が加入)

農業者戸別所得補償制度は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るものです。

24年度における制度加入件数は、九州管内で19万1,381件となり、前年度の交付金支払件数に比べて3,798件増加しました。また、全国の加入者数に占める割合は16.5%となりました(表3-1)。

(1) 経営形態別申請状況

経営形態別の申請状況は、個人18万8,866件、法人1,047件とそれぞれ前年度に比べて増加していますが、集落営農は、法人へ移行した組織があること等から前年度に比べて11件減少し、1,468件となりました(表3-1)。

表3-1 経営形態別加入申請状況

単位：件、戸

		申請件数	経営形態別			
			個人	法人	集落営農	構成戸数
平成24年度	全国	1,157,466	1,141,851	8,040	7,575	235,643
	九州 (対全国比)	191,381 16.5%	188,866 16.5%	1,047 13.0%	1,468 19.4%	53,158 22.6%
平成23年度	全国	1,150,159	1,135,010	7,563	7,586	241,336
	九州 (対全国比)	187,583 16.3%	185,144 16.3%	960 12.7%	1,479 19.5%	54,106 22.4%
増減	全国	7,307	6,841	477	△11	△5,693
	九州	3,798	3,722	87	△11	△948

資料：農林水産省「平成24年度の農業者戸別所得補償制度の加入申請状況について」(平成24年10月17日公表)、「平成23年度の農業者戸別所得補償制度の支払実績について」(平成24年6月28日公表)

(2) 交付金別申請件数

ア 米の所得補償交付金

米の生産数量目標に従って生産する農業者に対し、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を交付する「米の所得補償交付金」では、生産数量目標の農業者間調整や新規需

表3-2 交付金別加入申請状況

単位：件

		申請件数	交付金別		
			米の所得補償交付金	水田活用の所得補償交付金	畑作物の所得補償交付金
平成24年度	全国	1,157,466	1,010,413	587,558	87,995
	九州 (対全国比)	191,381 16.5%	153,187 15.2%	118,439 20.2%	11,345 12.9%
平成23年度	全国	1,150,159	1,008,018	539,741	74,610
	九州 (対全国比)	187,583 16.3%	149,751 14.9%	109,793 20.3%	7,677 10.3%
増減	全国	7,307	2,395	47,817	13,385
	九州	3,798	3,436	8,646	3,668

資料：表3-1と同じ

要米への作付転換等により、新たに生産数量目標に従って生産する農業者の申

* 平成25年度から「経営所得安定対策」に名称が変更になりました。

請が増えたこと等から、前年度に比べて3,436件増加し、15万3,187件となりました（表3-2）。

イ 水田活用の所得補償交付金

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で交付する「水田活用の所得補償交付金」では、飼料作物、WCS用稲、産地資金等の申請者が増加したこと等により、前年度に比べて8,646件増加し、11万8,439件となりました（表3-2）。

ウ 畑作物の所得補償交付金

麦、大豆、そば、なたね等の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を交付する「畑作物の所得補償交付金」では、前年度の交付対象件数に比べて3,668件増加し、1万1,345件となりました（表3-2）。これは、前年度において、麦の降雨被害等の影響による品質低下やそばの収穫皆無等があったため、最終的な交付対象件数が当初申請件数より減少したことが影響しています。

（3）対象作物別の作付計画面積

ア 主食用米

米の所得補償交付金の対象となる主食用米の作付計画面積は、宮崎県を除く各県において、24年産米の生産数量目標の面積換算値が減少（九州全体で600ha減少）している中で、制度への申請件数は増加しており、前年度に比べて6,898ha増加し、14万349haとなりました（表3-3）。

表3-3 主食用米及び戦略作物の作付計画面積

単位：ha

		主食用米 (10a控除前)	戦 略 作 物								
			麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	そば	なたね	加工用米
平成24年度	全 国	1,153,641	166,087	107,008	102,928	6,365	34,656	25,750	38,105	680	32,955
	九 州 (対全国比)	140,349 12.2%	53,230 32.0%	19,815 18.5%	36,604 35.6%	471 7.4%	3,811 11.0%	14,529 56.4%	2,034 5.3%	133 19.6%	1,571 4.8%
平成23年度	全 国	1,128,201	169,665	111,069	100,881	7,263	33,758	22,856	35,260	643	27,494
	九 州 (対全国比)	133,451 11.8%	53,699 31.7%	20,450 18.4%	34,143 33.8%	411 5.7%	3,760 11.1%	12,954 56.7%	1,754 5.0%	131 20.4%	1,746 6.4%
増減	全 国	25,439	△ 3,579	△ 4,062	2,048	△ 899	898	2,894	2,845	37	5,460
	九 州	6,898	△ 468	△ 635	2,461	60	51	1,575	280	2	△ 175

資料：表3-1と同じ

イ 戦略作物

水田活用の所得補償交付金の対象となる戦略作物の作付計画面積は、麦については、前年産の作柄が悪かったことや播種（種まき）期の天候不順から飼料作物への作付転換の動き等がみられ、前年度に比べて468ha減少し、5万3,230ha

となりました。大豆は、WCS用稲等への作付転換の動きがあり、前年度に比べて635ha減少し、1万9,815haとなりました。また、加工用米も同様の動きがみられ、前年度に比べて175ha減少し、1,571haとなりました。

一方、飼料作物及びWCS用稲は、22年度の戸別所得補償モデル対策の導入以降、毎年作付面積が拡大しており、飼料作物は前年度に比べて2,461ha増加し3万6,604ha、WCS用稲は前年度に比べて1,575ha増加し1万4,529haとなりました。米粉用米、飼料用米、そば、なたねは、いずれも前年度に比べて僅かながら増加しています（表3-3）。

（4）平成23年産米の米価変動補填交付金

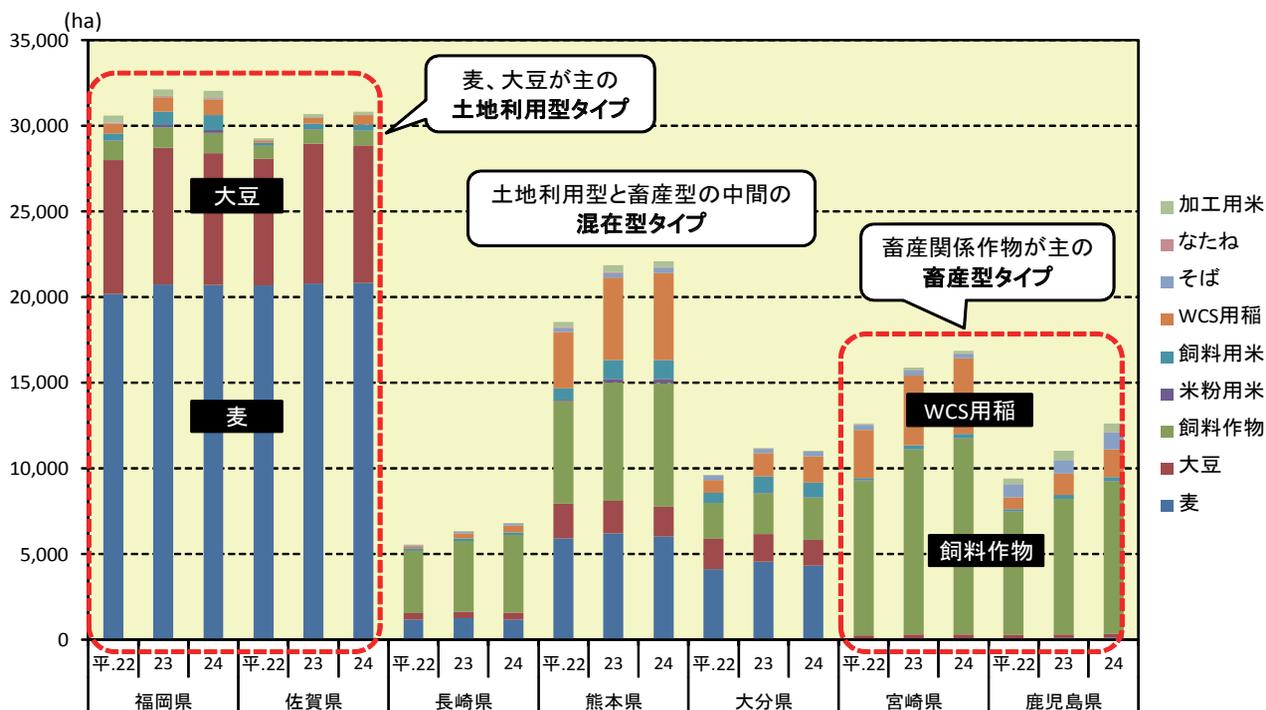
「米価変動補填交付金」については、23年産米の販売価格が、標準的な販売価格を下回らなかったため、交付はありませんでした。

（5）加入申請状況等からみた九州管内の特徴

ア 戦略作物の作付状況

管内各県の戦略作物の作付（計画）面積は年々増加しており、地域の特徴を活かした作付が行われています。九州北部の福岡県、佐賀県は、麦、大豆の作付面積が大きい土地利用型のタイプ、九州南部の宮崎県、鹿児島県は、飼料作物やWCS用稲など畜産関係作物の作付面積が大きい畜産型のタイプに分類できます。また、長崎県、熊本県、大分県は、土地利用作物と畜産関係作物が混在する混在型のタイプとなっています（図3-1）。

図3-1 戦略作物の作付面積の推移（県別）

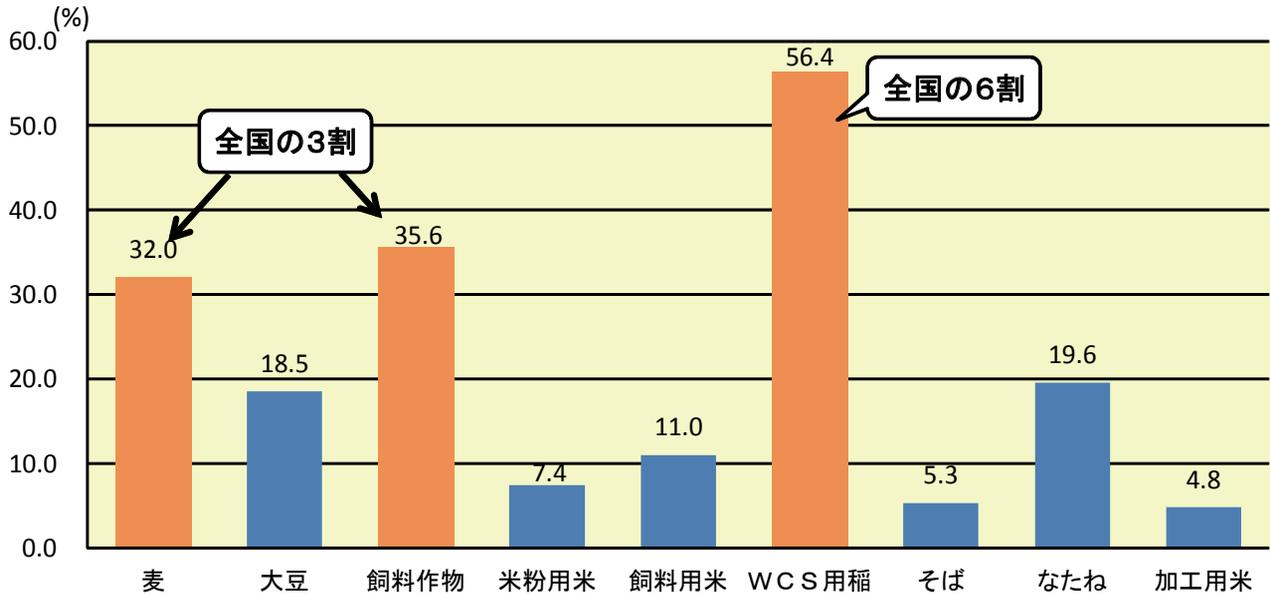


資料：平.22は九州農政局調べ、平.23及び平.24はP112表3-1と同じ

イ 戦略作物の全国に占めるシェア

全国の戦略作物の作付計画面積に占める九州のシェアは、WCS用稲が6割、飼料作物が3割と畜産関係作物のシェアが大きく、畜産が盛んな九州の特徴が現れています。畜産関係作物以外でも、麦及び大豆は、主産地である福岡県や佐賀県を中心に二毛作の取組が定着しており、麦が全国の3割、大豆が2割を占めています。なたねについても福岡県や熊本県を中心に生産されており、全国の2割を占めています（表3-3、図3-2）。

図3-2 全国の戦略作物の作付計画面積（24年度）に占める九州のシェア



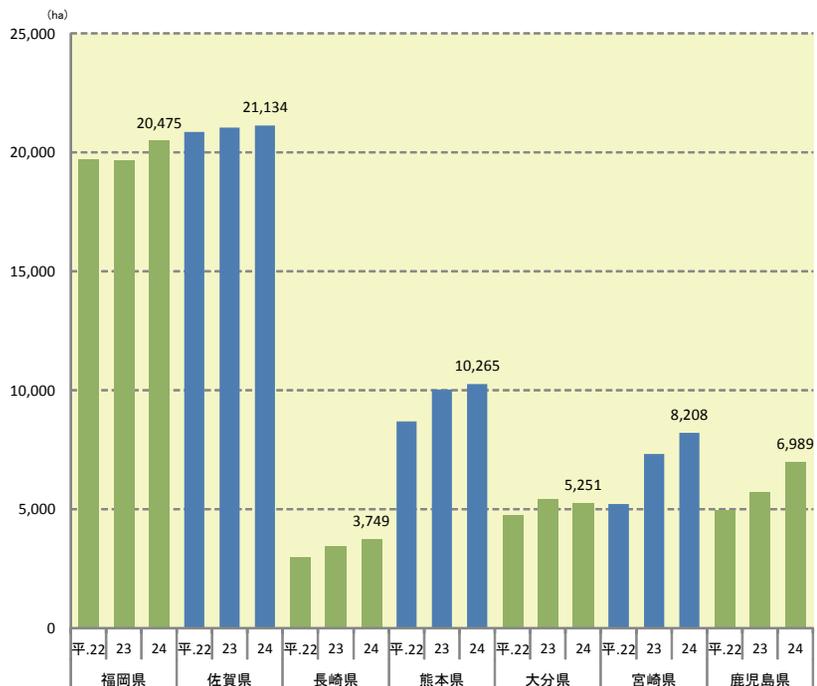
資料:P112表3-1と同じ

ウ ニ毛作の取組

九州各県の二毛作の作付（計画）面積は年々拡大しており、九州のシェアは全国の過半（約6割）を占めています。

麦の主産地である福岡県、佐賀県では「米+麦」、「大豆+麦」の取組が進んでおり、他の県でも「米+飼料作物」などの取組が増加傾向にあります（図3-3）。

図3-3 ニ毛作面積の推移（県別）



資料:平.22は九州農政局調べ、平.23及び平.24はP112表3-1と同じ

2 「人と農地の問題」の解決に向けて

（人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の作成）

各地域の農業を取り巻く状況は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など「人と農地の問題」に直面しており、5年後、10年後の展望が描けない地域が増えています。

このように、農業が厳しい状況に直面している中、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる農業者（人）と農地の問題を一体的に解決していくことが必要です。

このため、農林水産省では、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」の作成を推進しています。

具体的には、集落・地域での徹底的な話し合いを通じて、①今後の地域の中心となる経営体（個人、法人等）はどこか、②地域の中心となる経営体へどうやって農地を集めるか、③中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方等を定めたプランの原案を作成し、市町村が主催する関係機関等による検討会の審査等を経て決定します。

九州においては、平成24年度に213市町村で1,313のプランが策定されています（表3-4）。プラン策定が要件となる青年就農給付金受給者、スーパーL資金活用希望者を位置付けたプランの作成が先行しましたが、今後は、地域全体の関係者の話し合いを実施し、中心経営体への農地集積や地域農業のあり方を含めたプランへと充実させていくこととしています。

表3-4 人・農地プランの進捗状況（平成25年3月末現在）

県名	作成しようとしている市町村数	プラン作成市町村数	プラン数
福岡県	53	49	217
佐賀県	20	20	131
長崎県	21	17	132
熊本県	45	41	212
大分県	17	17	101
宮崎県	26	26	179
鹿児島県	43	43	341
九州計	225	213	1,313
全国	1,560	1,312	7,573

資料：農林水産省「人・農地プランの進捗状況（3月末現在）について」（平成25年5月1日公表）

注：当該市町村の地域の中に、既に人・農地プランが作成されたところがある市町村の数である。

(新規就農者への支援)

図3-4 新規就農者への支援

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、24年度から新たに青年就農給付金事業を実施し、就農前の研修期間（準備型）及び経営が不安定な就農初期段階（経営開始型）の青年就農者に対して、給付金を給付しています（図3-4）。

新規就農者への支援

「人と農地の問題」の解決に向けて、農業を始めたい方や新たに人を雇いたいと考えている皆さんを支援します。

<p style="text-align: center;">青年就農給付金（経営開始型）</p> <p style="text-align: center;">農業を始めて間もない時期に給付金を給付します。</p> <p style="text-align: center;">【給付額】150万円/年 （最長5年間）</p> <p style="text-align: center;">農業を始めてから経営が安定するまでの方で、以下の要件を全て満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 原則として45歳未満で独立・自営就農する方 ② 就農する市町村の「人・農地プラン」に位置づけられている方（見込みも可） ③ 就農後の総所得（本給付金以外）が250万円未満の方 	<p style="text-align: center;">青年就農給付金（準備型）</p> <p style="text-align: center;">農業技術の研修中に給付金を給付します。</p> <p style="text-align: center;">【給付額】150万円/年 （最長2年間）</p> <p style="text-align: center;">道府県農業大学校や都道府県が指定する先進農家・先進農業法人等で研修を受ける方で、以下の要件を全て満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 原則として就農予定時の年齢が45歳未満の方 ② 都道府県が認める研修機関等で概ね1年以上研修する方 ③ 研修終了後1年以内に就農する方 <p style="text-align: center;">※ 「人・農地プラン」に位置づけられている必要はありません。</p>
--	---

また、新規就農に際しては、営農に必要な機械・施設等のための資金の確保が大きな課題となっています。このため、①農業の技術や経営の方法を習得するための研修に必要な就農研修資金、②住居の移転や資格の取得等、就農の準備に必要な就農準備資金、③施設・機械等の購入に必要な就農施設等資金の貸付を行うことにより資金面からの支援を講じています（図3-5）。

図3-5 新規就農者への支援資金

▶ 新たに農業経営を開始する方

以下の①～③に該当する方は、「就農計画」を作成し、都道府県知事から認定を受けることにより（認定就農者）、就農支援資金を借り受けることができます。

対象者	<ol style="list-style-type: none"> ① 自ら農業経営を目指す方 ② 農業法人等への就職を目指す方 ③ 現在農業法人等の従業員で、独立経営を開始する方（以下の要件を全て満たす方に限ります。） <ul style="list-style-type: none"> ・従業員として農業に従事する期間が1年以上5年以内 ・従業員期間の農業従事経験を生かして個人による農業経営を開始する方 ・自己の経営について、農業簿記等により適正管理が可能なる方 						
資金の種類	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">就農研修資金</td> <td>農業大学校などの研修教育施設、国内外の先進農家などでの研修に必要な資金</td> </tr> <tr> <td>就農準備資金</td> <td>住居の移転、資格の取得、就農先の調査など就農の事前の準備に必要な資金</td> </tr> <tr> <td>就農施設等資金</td> <td>農業経営を開始する際の施設の設置、機械の購入などに必要な資金（②農業法人等への就職を目指す方は利用できません。）</td> </tr> </table>	就農研修資金	農業大学校などの研修教育施設、国内外の先進農家などでの研修に必要な資金	就農準備資金	住居の移転、資格の取得、就農先の調査など就農の事前の準備に必要な資金	就農施設等資金	農業経営を開始する際の施設の設置、機械の購入などに必要な資金（②農業法人等への就職を目指す方は利用できません。）
就農研修資金	農業大学校などの研修教育施設、国内外の先進農家などでの研修に必要な資金						
就農準備資金	住居の移転、資格の取得、就農先の調査など就農の事前の準備に必要な資金						
就農施設等資金	農業経営を開始する際の施設の設置、機械の購入などに必要な資金（②農業法人等への就職を目指す方は利用できません。）						

▶ 就農希望者を新たに採用しようとする農業法人等の経営体

以下に該当する経営体の方は、新たに雇用する方に関する「就農計画」を作成し、都道府県知事から認定を受けることにより（認定農業者※）、就農支援資金を借り受けることができます。

※ 農業経営基盤強化促進法で規定される「認定農業者」とは異なります。

対象者	新たに農業を始める方を雇用し、研修等を通じて担い手として育てようとする農業法人や農家等の経営体				
資金の種類	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">就農研修資金</td> <td>新規就農者に、農業大学校などの研修教育施設、国内外の先進農家などで研修を実施させるのに必要な資金</td> </tr> <tr> <td>就農準備資金</td> <td>新規就農者が行う、住居の移転、資格の取得、就農先の調査など就農の事前の準備に必要な資金</td> </tr> </table>	就農研修資金	新規就農者に、農業大学校などの研修教育施設、国内外の先進農家などで研修を実施させるのに必要な資金	就農準備資金	新規就農者が行う、住居の移転、資格の取得、就農先の調査など就農の事前の準備に必要な資金
就農研修資金	新規就農者に、農業大学校などの研修教育施設、国内外の先進農家などで研修を実施させるのに必要な資金				
就農準備資金	新規就農者が行う、住居の移転、資格の取得、就農先の調査など就農の事前の準備に必要な資金				

(農地集積への支援)

人・農地プランに向けた話合いの中で、地域の中心となる経営体への農地集積や分散化した農地の連坦化が円滑に進むようにするため、人・農地プランを定めた市町村において、市町村等が農地集積に協力する者に対して協力を金を交付しています。

また、農業者戸別所得補償制度の加入者が経営規模の拡大を行うために農地利用集積円滑化事業により新たに利用権を取得した場合には、農地面積に応じて交付金(規模拡大加算)を交付しています(図3-6)。

これら施策の浸透を図るため、九州農政局では、管内各県の各種会議等や耕作放棄地の解消等に向けた現地調査(7県20市町村を訪問)で、事業説明を行いました。また、本事業を農業者の皆さんにとってより使い勝手の良いものとするため、現在事業の対象となっていない果樹園等の流動化の現状に関する現地調査を行いました。

図3-6 農地集積への支援

農地集積への支援

「人と農地の問題」の解決に向けて、農地の集積を進めようとする皆さんを支援します。

(1) 出し手に対する支援(農地集積協力金)
農地を出すこと(利用権設定又は農作業委託)への踏み切りを支援します。

① 経営転換協力金		② 分散錯圃解消協力金	
[貸付等を行う面積]	[交付単価] (※1)	[交付単価] (※1)	
0.5ha以下	: 30万円/戸	5千円/10a	
0.5ha超2.0ha以下	: 50万円/戸		
2.0ha超	: 70万円/戸		

※1 市町村への交付単価です。

➢ 交付対象者は、農業者戸別所得補償制度の加入者等である必要があります。
➢ 交付対象者は、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人へ10年以上の白紙委任をする必要があります。

(2) 受け手に対する支援(規模拡大加算)
安定した土地利用の確保を支援します。
(「人・農地プラン」に位置づけられていない方も対象となります。)

規模拡大加算	【面的集積要件の見直し】
[交付単価] 2万円/10a	「人・農地プラン」において中心経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、規模拡大加算の面的集積要件を大幅に緩和します。

3 多様な農業経営体の育成確保

(1) 新規就農者の育成確保

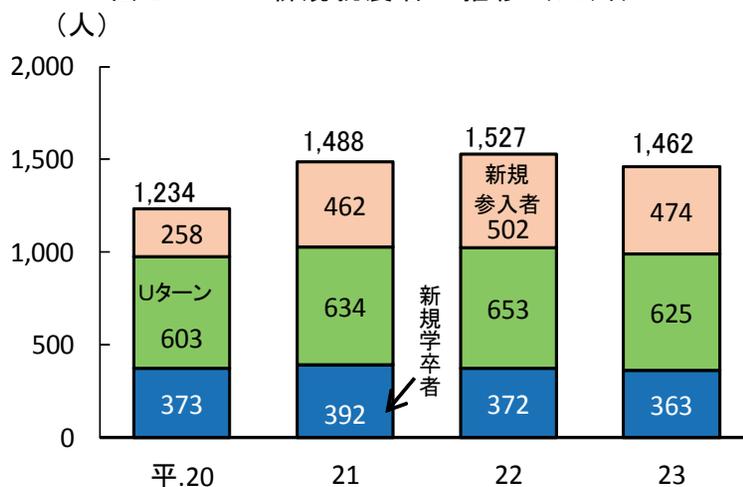
(新規就農者の支援)

近年、九州の新規就農者数は増加傾向で推移していましたが、平成23年には、新規学卒者、Uターン、新規参入者のいずれも前年に比べ減少しており、全体で1,462人と対前年比96%となりました。(図3-7)

このような中、24年度から新規就農者の確保対策として青年就農給付金事業を実施

し、就農意欲の喚起と就農後の定着を図る対策を講じています。さらには就農希望者等のレベルを向上させ、今後の地域農業のリーダーとなる人材を育成するため教育機関への支援策も充実させているところです。(P116『「人と農地の問題」の解決に向けて』を参照ください。)

図3-7 新規就農者の推移(九州)



資料：九州農政局調べ

(青年農業者の育成)

九州農政局では、青年農業者の育成を目的とし、24年9月に人材育成セミナーを二部構成で開催しました。24年度は九州・沖縄各県から80名の青年農業者が参加しました。

第一部では、①青年農業者の育成に関すること、②園芸作物の振興に関すること、③畜産の振興に関すること、④米・麦・大豆等の振興に関すること、⑤流通販売の促進に関すること、⑥地域作りに関すること、⑦6次産業化や農商工連携に関することの7つの分科会に分かれ、それぞれ青年農業者と九州農政局長や担当部長等との意見交換を実施しました。第二部では、「農業活性化のためのマーケティング戦略」と題して、マーケティングの専門家を講師とした研修を行いました。

青年農業者の育成に関することをテーマとした分科会では、青年農業者から「地域に若い後継者が少なく、将来が心配」といった意見が出される一方、「農業は人との関わりがあるから好き、頑張るほど良い品物になりやりのがある。」などの意見も出されました。

(2) 認定農業者の現状

ア 認定農業者制度の推進状況

(平成24年3月末現在で4万9,434経営体が認定)

九州における24年3月末現在の認定農業者^{※1}数は、227市町村において4万9,434経営体で、全国23万7,522経営体の21%を占めています。また、法人経営は3,192経営体となり、九州の認定農業者の6%を占めています。

県別でみると熊本県が1万948経営体(全国3位)、鹿児島県が8,808経営体(全国5位)、宮崎県が8,640経営体(全国7位)と全国の上位となっています(表3-5)。

表3-5 認定農業者数(24年3月末現在)

単位:経営体

県名	基本構想 策定市町村数	認定 市町村数	認定農業者数	うち法人		うち共同申請
				うち 特定農業法人		
福岡県	57	57	6,022	342	10	261
佐賀県	20	20	4,476	134	2	240
長崎県	21	21	6,143	222	8	338
熊本県	45	45	10,948	519	—	1,023
大分県	17	17	4,397	507	49	208
宮崎県	26	26	8,640	597	7	389
鹿児島県	43	41	8,808	871	9	313
九州計	229	227	49,434	3,192	85	2,772
全国	1,658	1,625	237,522	15,736	847	9,723

資料:農林水産省調べ

イ 特定農業法人、特定農業団体の設立状況

九州内の24年3月末現在の特定農業法人^{※2}数は6県35市町村で85法人、特定農業団体^{※3}数は5県31市町村で201団体となっています。

県別でみると、特定農業法人は、大分県が49法人と九州内の約6割を占めています。特定農業団体は、長崎県が74団体、大分県が60団体と2県で九州内の約7割を占めています(表3-6)。特に、大分県は九州各県と比較して高齢化率が高く、危機感も高いことから、県と農業団体が連携して集落営農の組織化・法人化を推進しており、多くの法人等の設立につながったと考えられます。

表3-6

特定農業法人・特定農業団体

単位:法人、団体

県名	特定農業法人	特定農業団体
福岡県	10	19
佐賀県	2	34
長崎県	8	74
熊本県	—	—
大分県	49	60
宮崎県	7	—
鹿児島県	9	14
九州計	85	201
全国	847	1,621

資料:農林水産省調べ(24年3月末現在)

※1 認定農業者とは、①農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し、市町村から当該改善計画の認定を受けた者及び②特定農業法人で認定農業者とみなされている法人の合計です。

※2 特定農業法人とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、地域の農地の過半を農作業受託や借入などにより集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た法人です。

※3 特定農業団体とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、地域の農地の3分の2以上を農作業受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織です。

【積極的な農地集積に取り組む認定農業者（熊本県玉名市）】

認定農業者である坂本正信さん、真百合さんご夫婦は、54haの土地利用型農業（水稲、麦、大豆）を経営されており、平成24年度全国優良経営体表彰の個人経営体部門で農林水産大臣賞を受賞されました。

受賞にあたっては、①施設園芸へ移行する経営体やリタイアされる高齢農家等の農地を積極的に集積し、経営規模を拡大したこと、②自己の所有するライスセンターから3キロ圏内に経営農地の約9割を集積し、農作業の効率化や作業時間の短縮を図ったこと、③地主の了解を得た上でけい畔を除去してほ場の大区画化を行い、各種高性能農業機械の計画的導入で省力化による生産性や品質の向上を実現したことが高く評価されました。

米の販売については農協出荷に加え、近年始めた個人販売や業者への出荷も順調に増加しています。また、20年からは消費者ニーズに対応するため、有機栽培による特別栽培米の作付けにも取り組んでおられます。



（3）農業経営の法人化

（農業生産法人は増加傾向）

九州における農業生産法人の数は、2,174法人（24年1月現在）で、増加傾向にあります（表3-7）。

表3-7 農業生産法人数(24年1月現在)

単位：法人

県別にみると、鹿児島県の620法人が最も多く、続いて熊本県の394法人、宮崎県の342法人となっています。

組織形態別では、株式会社（特例有限会社を除く）が520法人（24%）、株式会社（特例有限会社）が1,158法人（53%）、農事組合法人が468法人（22%）で、会社法人形態によるものが全体の8割近くとなっています。

		計	株式会社 (特例有限 会社を除く)	株式会社 (特例有限 会社)	農事組合法人	その他
九州	福岡県	241	42	99	99	1
	佐賀県	95	24	57	14	-
	長崎県	156	34	92	29	1
	熊本県	394	104	207	72	11
	大分県	326	54	116	155	1
	宮崎県	342	120	187	29	6
	鹿児島県	620	142	400	70	8
	計	2,174	520	1,158	468	28
	構成比	100%	24%	53%	22%	1%
	(参考) 23年	2,049	432	1,135	459	23
(参考) 全国	24年	12,817	2,648	6,574	3,371	224
	23年	12,052	2,135	6,572	3,154	191

資料：農林水産省調べ

注：特例有限会社とは、平成18年5月の会社法施行に伴い、既存の有限会社が移行したものです。

(4) 一般法人の農業参入の動向

多様な主体による農業参入を促進していく観点から、21年12月に改正農地法が施行され、農業生産法人以外の一般法人についても、農地を適正に利用するなど一定の要件を満たす場合は、全国どこでも農地の貸借による参入が可能となりました。

九州では、24年12月末現在で124の一般法人が計212haの農地を借受け、農業経営を行っています。この9か月で新たに33法人が農業に参入しており、貸借による参入が可能となった改正農地法の効果が着実に現れていることがうかがえます(表3-8)。

特に熊本県では、新たな担い手の確保と地域活性化を図るため、知事特命によるプロジェクトチームを設置し推進してきたこと等から、九州では最も多い52法人が参入しています。

また、参入にあたっては、建設業者等が自ら農業経営を行うだけでなく、大手スーパーやJR、製菓会社といった大手資本が子会社を設立して参入するなど、多様な参入形態がみられるようになりました。

表3-8 一般法人の農業参入の状況

単位:法人、ha

県名	参入数	参入面積	組織形態別			業種別						
			株式会社	有限会社	NPO等	食品関連産業	農・畜産業	建設	製造	その他卸売・小売業	その他	
福岡県	12	8	10	-	2	5	-	1	-	-	3	3
佐賀県	6	4	5	-	1	-	-	3	1	-	-	2
長崎県	9	11	6	1	2	3	-	1	-	-	-	5
熊本県	52	131	35	5	12	9	18	6	3	3	3	13
大分県	12	27	7	3	2	2	5	2	1	-	-	2
宮崎県	13	9	9	2	2	3	6	-	-	-	-	4
鹿児島県	20	21	12	6	2	6	1	6	-	-	-	7
九州計	124	212	84	17	23	28	33	17	4	6	6	36

資料:九州農政局調べ

注1: 参入数は、改正農地法施行後(平.21.12~平.24.12)に一般法人として新規参入した法人数で、農業生産法人の資格を取得し、農業参入した法人は含まれていません。

注2: その他は、ホテル、福祉、清掃、廃棄物処理等を業とする法人をカウントしています。

【一般法人の参入事例(熊本県)】

ワイヤーハーネス(自動車用組電線)を製造・販売している熊本部品株式会社は、天草市でベビーリーフの生産を行っており、平成22年度の参入当初は70aだったハウス面積は、現在では3haを超えるまでになっています。

将来的には規模拡大とともに農業関連作業に従事する者を増やし、地元雇用を維持・確保することで、地域の活性化に寄与したいと考えています。



加工施設の様子

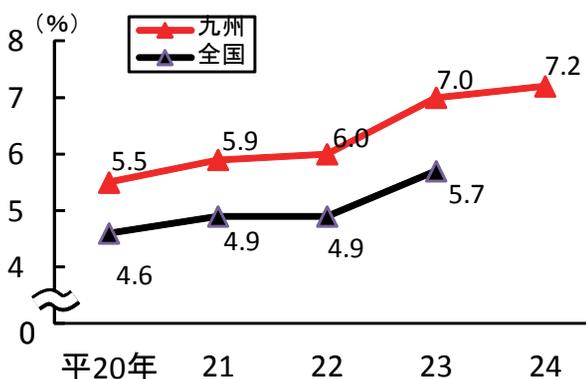
(5) 農村女性の活動の促進に向けた取組
(農山漁村男女共同参画の推進)

農村女性の活動の促進に向けた取組の一つとして、農林水産省では農業委員や農協役員への女性の積極的な登用を推進しています。九州における農業委員への女性の登用率は、24年度末時点の速報値では7.2%となっています(図3-8)。

九州農政局では毎年、男女共同参画の推進を目的としてセミナーを開催しています。24年度は、25年1月熊本市において「女性から広がるネットワーク：私にもできるネットワークづくり！」をテーマに開催し、女性農業者等およそ200名が参加しました。

セミナーでは、講演、情報提供、事例発表が行われ、女性ならではの視点でネットワークを活用した成功事例など、今後、各地域での元気な地域づくりや特産品づくりなど参考となる知見や経験が紹介されました。

図3-8 女性農業委員数の登用率



資料：農林水産省調べ
注：24年度の九州値は速報値、全国値は現在集計中です。



セミナーでは皆さん熱心に取り組まれました。



【人とのつながりがさらなる分野への飛躍へ(福岡県糸島市)】

農家の跡取り娘として育った柚木マスミさんは、高校卒業後、地元企業に就職していましたが、農業以外の企業に勤務したことが、農業に対する見方を変え、結婚後農業に取り組むこととなりました。イベントに出店し農産物を販売したことがきっかけに、人とのつながりが広がり、様々な人から声がかかり、「農村女性チャレンジ支援事業」を受講しました。18年に惣菜の量り売り店「惣菜畑がんこ」を開店、女性起業家としての道を歩み始めました。その後、Facebookを利用するようになり、消費者、新規就農の若手を巻き込んで、農業イベントを企画する「百^{ひゃく}^{しゅう}一^{いっ}喜^きプロジェクト」を立ち上げ、さらなる飛躍を遂げられようとしています。

【つながりが作る新商品で、新たな雇用を(大分県)】

有限会社「^{たのしきしや}楽四季舎」は、^{きつきしやまが}杵築市山香特産である山香米を使って昔ながらの和菓子や新しい地域の特産加工品を製造・販売できないかと、17年に農村女性6名で設立されました。その頃、後継者難から廃業を予定していた老舗和菓子店を引き継ぎ、製造方法から取引先や販路まで継承して出発されました。その後、試行錯誤を重ねて、山香米のおいしさを活かしたオリジナルの米粉パンを作り、学校給食、ホテル、レストラン等に販売されています。米粉パンは地域の起業グループへも提供され、新たに、水産業者やシン肉加工業者と共同開発の新商品も生まれています。素人の集団で製造から販売、運営まで手掛けることは大変なことでしたが、様々な人々とのつながりにより販路も徐々に広がっていき、イベント活動や販売促進により生産も順調に伸びていきました。また、仲間を増やしたいという気持ちもあり、現在、18名の地域農村女性を積極的に雇用し、家庭の状況等を考慮し、働きやすい職場づくりにも力を入れています。



楽四季舎の皆さん

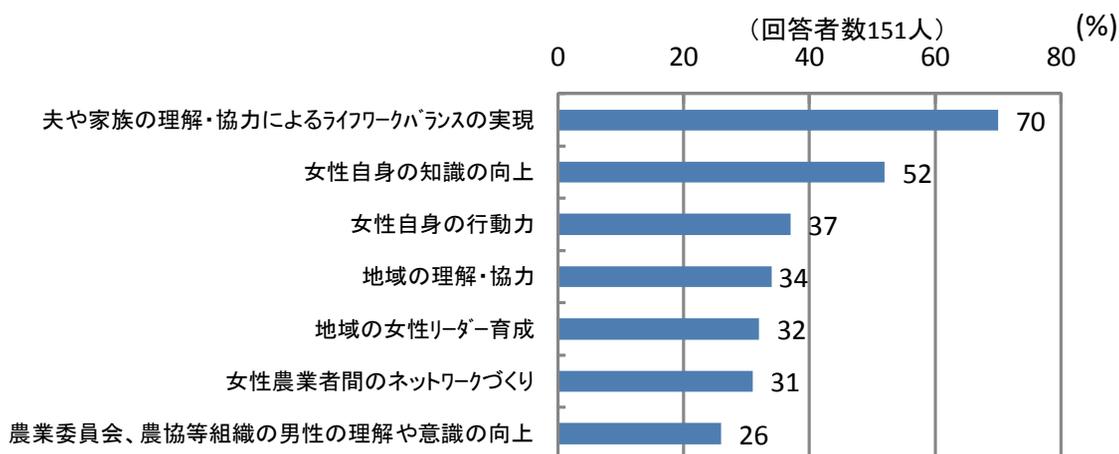


り販路も徐々に広がっていき、イベント活動や販売促進により生産も順調に伸びていきました。また、仲間を増やしたいという気持ちもあり、現在、18名の地域農村女性を積極的に雇用し、家庭の状況等を考慮し、働きやすい職場づくりにも力を入れています。

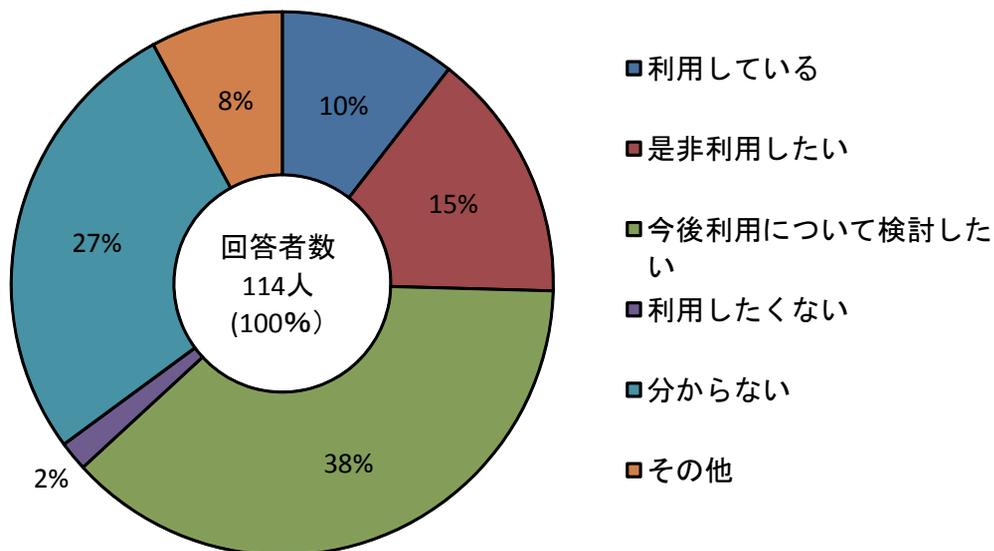
また、参加者へ男女共同参画推進に係るアンケート調査を実施し、151名（参加者194名回答率78%）の方々に回答をいただきました。アンケートでは、「男女共同参画の実現のためには、女性が参画出来るような周りの理解・協力が必要。」、「女性自身も知識の向上や行動力が必要ではないのか。」といった意見も多く見られました。

図3-9 男女共同参画推進に係るアンケート調査結果

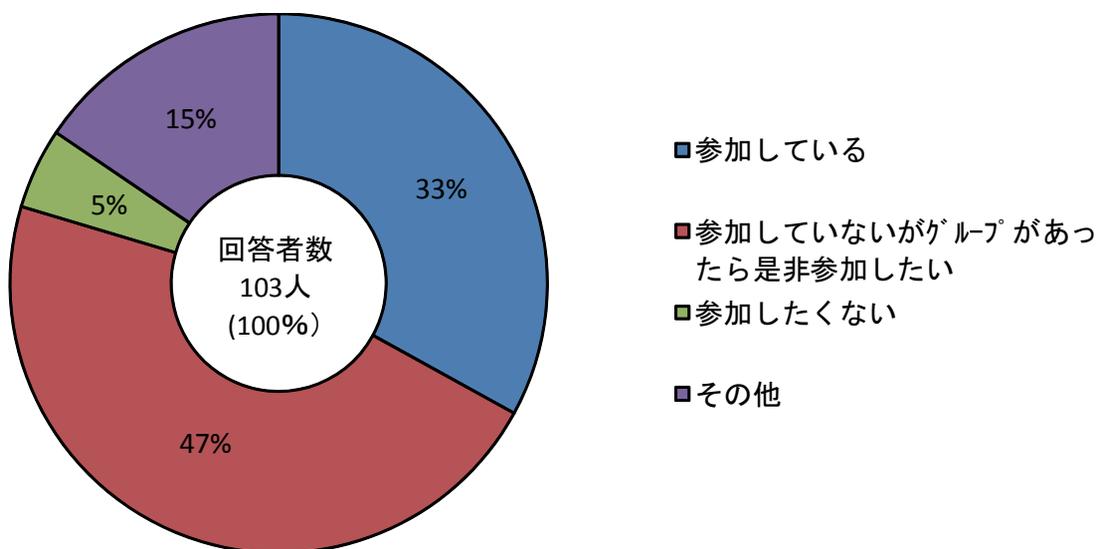
（問）女性農業者が男女共同参画の理念に沿った活動を行うために、必要なものについて（複数回答）



(問) 6次産業化などにチャレンジする取組への支援の利用について



(問) ネットワークグループへの参加について



資料：九州農政局農山漁村男女共同参画推進セミナー参加者に対するアンケート調査結果（平成25年1月29日実施）

4 農地資源の有効活用に向けて

(1) 耕地面積と耕地利用率

(九州の耕地面積は2,600ha減少)

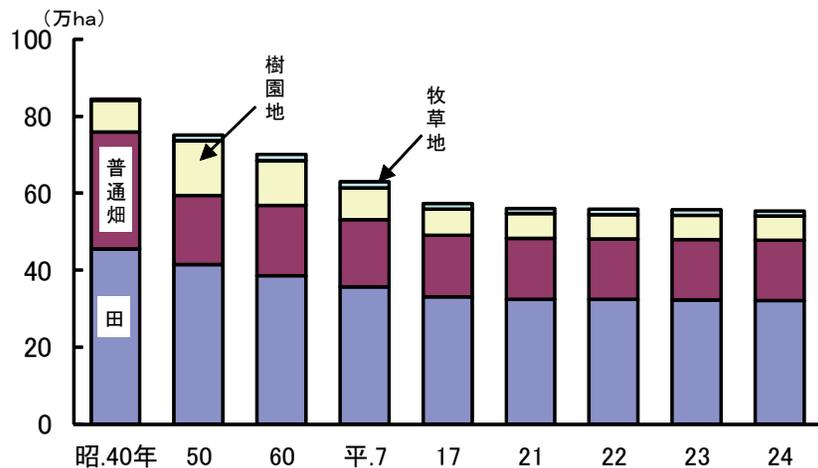
平成24年7月15日現在の九州の耕地面積(田畑計)は55万4,300haで、九州北部豪雨等による自然災害、宅地等への転用や耕作放棄等により、前年に比べて2,600ha減少しました。

田畑別にみると、田は32万1,900haで前年に比べて1,400ha、畑は23万2,500haで前年に比べて1,100ha

それぞれ減少しました(図3-10)。

耕地面積は、年々減少を続け、平成24年では昭和40年の3分の2まで減少していますが、近年では耕作放棄地対策の推進等によって畑の復旧が行われたことなどにより減少幅が緩やかになっています。

図3-10 耕地面積の推移(九州)



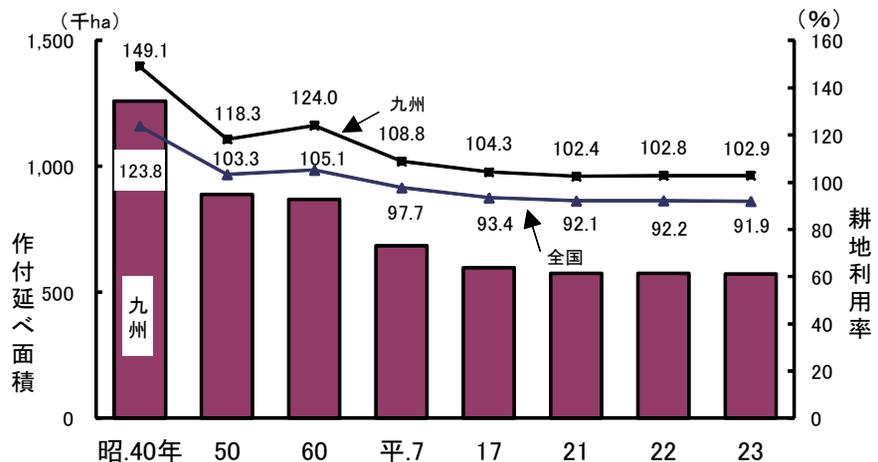
資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

(九州の耕地利用率は前年に比べて0.1ポイント上昇)

23年の耕地利用率(九州)は102.9%で、前年に比べて0.1ポイント上昇しました。これは、飼肥料用作物等の作付面積が他の作物の減少を上回って増加したためです。

耕地利用率の動向をみると昭和40年の149.1%から同50年には118.3%と大幅に低下したものの近年は横ばいで推移しています。

図3-11 耕地利用率の推移(九州)



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

(2) 耕作放棄地解消の取組

(耕作放棄地の実態及び解消面積)

農林業センサスによる22年の九州の耕作放棄地面積は6万570haとなっています(表3-9)。また、「平成23年の荒廃農地に関する調査の結果」によれば、「再生利用が可能な荒廃農地」は3万913haとなっています(表3-10)。

昨今の農業を取り巻く状況を見ると、高齢化の進展や鳥獣被害の拡大等、耕作放棄地の発生が引き続き懸念される所であり、食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定)に基づき、耕作放棄地の解消を着実に進めていく必要があります。

表3-9 耕作放棄地面積(各年とも2月1日現在)

区 分	単位：ha、%		
	平. 22	平. 17	対前回比
全 国	395,981	385,791	2.6
九 州	60,570	60,899	▲ 0.5
福 岡 県	7,189	7,030	2.3
佐 賀 県	4,777	4,458	7.2
長 崎 県	11,742	13,033	▲ 9.9
熊 本 県	12,032	11,675	3.1
大 分 県	8,373	8,013	4.5
宮 崎 県	4,678	4,685	▲ 0.1
鹿 児 島 県	11,778	12,004	▲ 1.9

資料：農林水産省「農林業センサス」

注：耕作放棄地とは、以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地(農家等からの申告を集計)

表3-10 荒廃農地等の面積(23年実績値)

区分	単位：ha			再生利用された面積
	荒廃農地面積	再生利用が可能な荒廃農地	再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	
全 国	251,317	137,579	113,739	12,153
九 州	62,500	30,913	31,586	2,404
福 岡 県	4,960	2,538	2,422	258
佐 賀 県	4,499	3,604	894	158
長 崎 県	14,135	5,973	8,162	683
熊 本 県	9,192	4,970	4,222	305
大 分 県	8,245	2,968	5,277	221
宮 崎 県	2,858	1,875	983	379
鹿 児 島 県	18,611	8,985	9,626	400
(参考) 九州(22年)	65,599	28,197	37,402	1,586

資料：農林水産省「平成23年の荒廃農地に関する調査の結果」

注1：九州及び九州管内各県の値については、24年3月までに報告のあった同管内233市町村(24年3月1日現在)の集計値です。

2：「荒廃農地」とは、「現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」の集計値です。

3：「再生利用が可能な荒廃農地」は、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」をいいます。

（耕作放棄地解消への取組）

九州各県では、「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」や県単独事業等を活用し、耕作放棄地の解消に向けた積極的な取組が進められています。

23年度からは農業者戸別所得補償制度によって畑の耕作放棄地等に麦、大豆等を作付けした場合は一定額を再生利用加算として交付することで、耕作放棄地の解消を促進しています。また、24年度からは人と農地の問題の解決に向けて、人・農地プランへの取組を推進しており、各地域で人・農地プランが策定されています。耕作放棄地の再生とその有効利用について人・農地プランに位置付けられることが期待されます。

また、九州農政局では、農家や農業法人、関係機関との意見交換会等の場において、耕作放棄地の解消や発生抑制に向けた取組の推進を要請するとともに、耕作放棄地再生利用緊急対策の活用による耕作放棄地の解消等の取組について情報収集を行いました。

【建設業とも連携した耕作放棄地の有効活用】（熊本県荒尾市）

熊本県の西北端に位置する荒尾市は、なだらかな丘陵地帯でみかんや梨など果樹の生産が盛んな地域です。担い手不足、鳥獣害等により耕作放棄地が増加する中、市は、耕作放棄地の解消に必要な重機の燃料代を補助するなど耕作放棄地の解消を推進し、解消した耕作放棄地において高齢農家でも取り組みやすい作物としてオリーブを推奨しています。

(株)YTM Farm は平成23年に設立された農業生産法人で、この地域に80aの農場を営んでいます。地元を離れ、他産業に勤務していた社長は、農業者人口の減少や若年層の雇用率低下を懸念し、「地元にならぬ新たな産業を」との考えの下、(株)YTM Farm を設立しました。設立に当たっては地元の建設業者2社が参画、耕作放棄地の再生整備は建設工事の閑散期を利用するなど、建設業との連携による耕作放棄地の再生・利用を実現しています。オリーブのほかハーブや薬草など新規性、希少性の高い作物を導入し、生産のみならず加工販売まで行うことを計画しており、農業経営の安定化を目指しています。



(3) 農地の流動化と面的集積の推進

九州農政局では、農地集積を加速させるため23年度から本格実施された農業者戸別所得補償制度の推進やほ場の大区画化を支援するとともに、幅広い関係者による徹底した話合いの推進や、相続の際に担い手への農地集積を促す仕組み等の普及に努めています。

ア 農地の権利移動面積の推移

個人や法人が農地を売買又は賃借する場合には、農地法に基づき農業委員会等の許可を受ける方法と、農業経営基盤強化促進法（以下「基盤強化法」という）に基づき市町村が定める「農用地利用集積計画」により権利を設定・移転する方法があります。

23年の耕作を目的とした農地の権利移動面積は22,512haで、前年に比べ1,779ha増加しました（権利移動面積は、農地法による所有権移転と賃借権設定、基盤強化法による所有権移転と利用権設定の合計）（表3-11）。

表3-11 耕作目的の農地の権利移動面積の推移（九州）

単位：ha

このうち、
基盤強化法による利用権設定は、貸した農地が契約期間終了後に離作料等を払うことなく農地所有者に返ってくる仕組みであり、19,847haと全体の9割を占めています。

	平.19年	20年	21年	22年	23年	前年からの増減 (23年-22年)
総 数	22,720	20,822	19,930	20,733	22,512	1,779
うち農地法	1,979	1,970	1,766	1,777	1,859	82
所有権移転 ①	1,626	1,631	1,417	1,307	1,210	▲ 97
賃借権設定 ②	353	340	350	470	649	179
うち基盤強化法	20,741	18,852	18,164	18,956	20,653	1,697
所有権移転 ③	900	883	880	776	806	30
利用権設定 ④	19,841	17,969	17,284	18,180	19,847	1,667
(利用権等設定総数) ②+④	20,194	18,309	17,634	18,650	20,496	1,846

資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」（平成21年まで）、「農地の権利移動・借賃等調査」（平成22年以降）

注1：所有権移転は、自作地有償所有権移転です。

注2：利用権設定は、基盤強化法による賃借権の設定、使用賃借による権利の設定及び農業経営の委託の合計です。

イ 農地利用集積円滑化事業における利用権設定等面積とその推移について

農地等の集積を促進するため、市町村やJA等の円滑化団体が実施する農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業、農地売買等事業等）が21年度に創設されました。このうち、農地利用集積円滑化事業による利用権の設定面積が九州全域で23年度は2,485haとなっており、前年度に比べて、1,286ha増加しています。九州内の各県別に見てもそれぞれ増加しており、24年度から開始された人・農地プランにおいて位置づけられた中心経営体への農地集積

に向けて、農地利用集積円滑化事業の更なる活用が期待されるところです（表3-12）。

表3-12 平成23年度農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業＋農地売買等事業）実績及び推移（平成24年3月末日現在）

県名	農地利用集積円滑化団体設置数	利用権設定				所有権移転			
		件数		面積(ha)		件数		面積(ha)	
		平. 23	22	平. 23	22	平. 23	22	平. 23	22
福岡	56	1,702	863	599	410	-	-	-	-
佐賀	20	983	160	361	56	-	-	-	-
長崎	22	147	37	39	10	-	-	-	-
熊本	51	610	427	465	191	-	-	-	-
大分	21	1,218	607	403	243	-	-	-	-
宮崎	28	929	565	327	171	-	-	-	-
鹿児島	48	1,145	448	291	118	2	-	1	-
九州計	246	6,734	3,107	2,485	1,199	2	-	1	-

資料：九州農政局調べ

- 注1：農地利用集積円滑化事業とは、農業経営基盤強化促進法4条4項3号により効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する円滑化団体(注4)が実施する、農用地の利用の集積の円滑化を図るための農地所有者代理事業(注2)、農地売買等事業(注3)、研修等事業をいいます。
- 2：農地所有者代理事業とは円滑化団体が農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け、又は農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業(当該委任にかかる農用地等の保全のための管理を行う事業を含む)をいいます。
- 3：農地売買等事業とは、農用地等を円滑化団体が買い入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業をいいます。
- 4：円滑化団体とは、注1の事業を実施する団体で市町村・JA等をいいます。
- 5：円滑化事業の取り組み状況については小数点第1を四捨五入により表示。

【農地利用集積円滑化事業を活用し、地域の担い手へ利用集積を集中化】

宮崎県こばやし小林市及びたかはるちょう高原町において、農地利用集積円滑化事業を行うJAこばやしは、平成22年6月に同事業の事業規程承認を得て以来、積極的な事業活動を展開しています。

23年度においては、同県下で農地所有者代理事業に係る委任代理契約が503件(175ha)締結されているうち、JAこばやしが101件(53ha)を占めています。

このように、本事業に積極的に取り組まれた成果として、直売所など経営の多角化に取り組む高原町の農事組合法人「はなどう」をはじめとする地域の担い手への利用集積の集中化が図られています。

ウ 農地保有合理化事業の実施状況

九州内の農業公社が行った農地保有合理化事業の農地売買等事業（規模縮小農家等から農地を買い入れ、意欲ある農業者に売り渡す事業）における24年度の買入面積は229.3ha、売渡面積は211.2haと前年度並（買入：0.9ha増、売渡：0.8ha増）となっていま

す。一方、借入・貸付面積は107.9haと、前年度に比べ55.3ha増加しています（表3-13）。

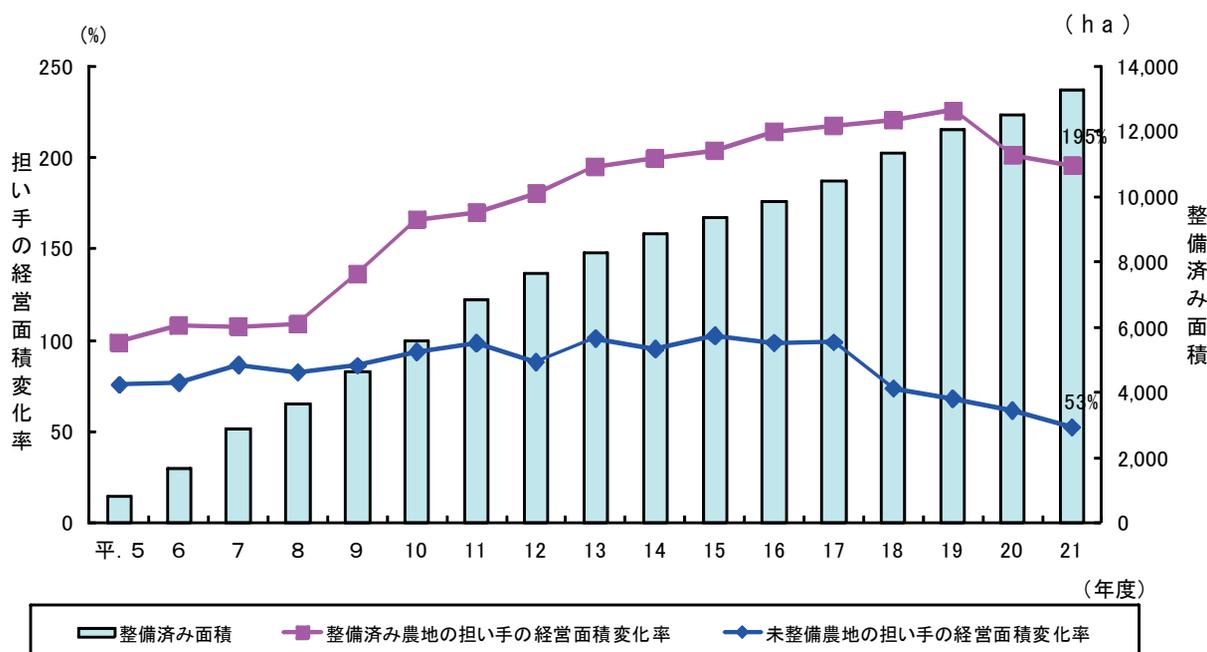
表3-13 農地保有合理化事業（売買等事業）による売渡・貸付の実績（単位：ha）

法人種別	年度別売渡・貸付の実績					
	区分	平.20年度	21	22	23	24
県公社	買入面積	226.6	256.2	289.2	228.4	229.3
	売渡面積	213.5	254.0	224.9	210.4	211.2
	借入面積	103.3	69.1	96.2	52.6	107.9
	貸付面積	103.8	69.1	96.2	52.6	107.9

資料：九州農政局調べ（24年度は暫定値）

(4) 農地整備を契機とした担い手への農地利用集積

図3-12 平成5年度以降の担い手への農地利用集状況とほ場整備



資料：九州農政局調べ

注1：担い手の経営面積変化率＝当該年度における担い手の経営面積の総和÷事業実施前の担い手の経営面積の総和。

2：整備済み農地の担い手の経営面積変化率は、ほ場整備地区内における担い手が、ほ場整備地区内で経営する面積により算出します。

3：未整備農地の担い手の経営面積変化率は、ほ場整備地区内における担い手が、ほ場整備地区外で経営する面積により算出します。

4：整備済み農地には、5年度以前に着工し、以降も継続している地区を含みます。

農林水産省では、農地の利用集積、担い手の育成を図ることを目的にほ場整備事業を進めています。

九州で5年度から21年度までに実施されたほ場整備事業は、約1万3,287ha(265地区)となっています。

また、ほ場整備に併せ、担い手への土地利用調整や農地利用集積のための支援等を行っており、九州のほ場整備事業実施地区における担い手への経営面積変化率(事業実施前の担い手の経営面積の総和に対する当該年度における担い手の経営面積の総和の比率)は195%(21年度時点)と大きく増加しています。これに対し、同じ担い手の経営農地において、ほ場整備が行われなかった農地の経営面積変化率は53%(21年度時点)と減少しています(図3-12)。

これは、ほ場整備によって、ほ場の大区画化や連担化、水田の汎用化が進み、労働時間の節減といった担い手が規模拡大をするための条件が整ったことが、農地の利用集積に貢献したことによるものと考えられます。

5 農業所得増大に向けた取組

(1) 農山漁村の6次産業化の取組

農林水産省では、農山漁村の雇用の確保と所得の増大を図り、農山漁村の活性化を図る「6次産業化」を推進しています。

(総合化事業計画※の認定状況)

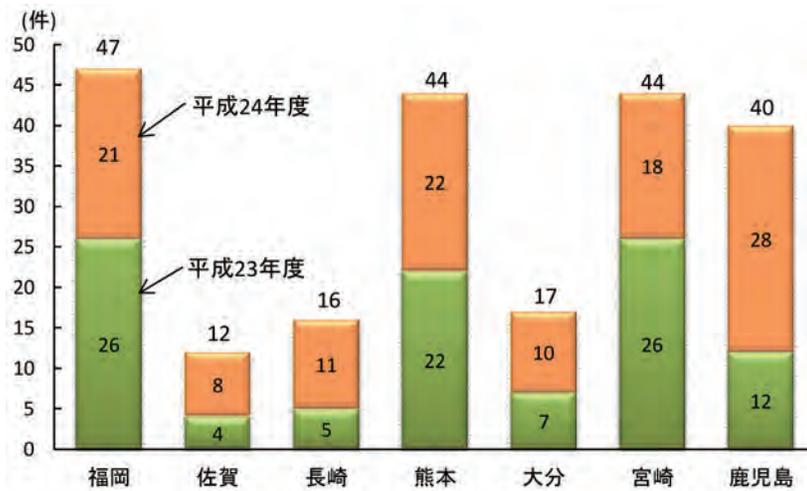
平成24年度は、九州内で118件の総合化事業計画が認定されました。これにより、平成23年5月31日の第1回認定からの累計で220件が認定されました(図3-13)。

事業内容は、加工・直売が最も多く77%、次いで加工が11%、加工・直売・レストラン5%となっています。対象農林水産物は、野菜が最も多く32%、次いで果樹18%、畜産物15%となっています。

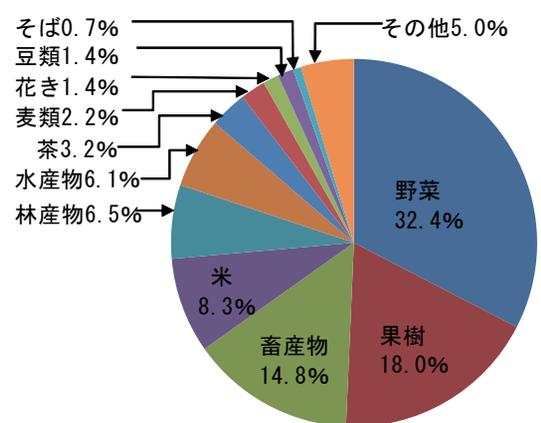
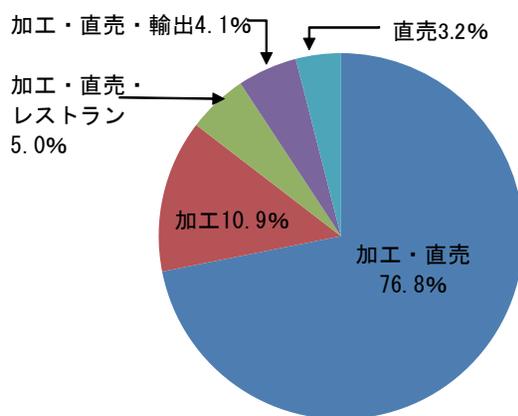
図3-13 総合化事業計画の認定状況(25年3月29日現在)

(九州各県の認定件数)

(地域別の認定件数)



北海道	81
東北	195
関東	209
北陸	64
東海	126
近畿	232
中国四国	152
九州	220
沖縄	42



資料：農林水産省

注：複数の農林水産物を対象としている総合化事業計画についてはすべての品目を集計

※ 「総合化事業計画」とは、農林漁業経営の改善を図るため、農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組に関する計画をいいます。法に基づくこの認定を受けると、有利な融資や各種助成が受けることができるようになります。

《認定事業計画の事例》

<p>北九州農業協同組合 (福岡県北九州市)</p>		<p>株式会社ドリームファーマーズ (大分県宇佐市)</p>	
<p>業務用「米粉」の新商品開発及び加工施設(米粉工房)を利用した直売所販売事業</p>		<p>ドライ加工技術を使った余剰および規格外ぶどうのドライフーズ製造と販売事業</p>	
<p>有限会社アサヒ・アグリ佐賀 (佐賀県佐賀市)</p>		<p>赤水漁業合資会社 (宮崎県延岡市)</p>	
<p>三瀬オリジナル米粉麺製品の商品開発による中山間地米農家の活性化事業</p>		<p>自社定置網で獲れた鮮魚類を利用した新商品の開発・販売</p>	
<p>農事組合法人守山女性部加工組合 (長崎県雲仙市)</p>		<p>株式会社みなみくんの卵 (鹿児島県奄美市)</p>	
<p>雲仙こぶ高菜を利用した商品の加工・販売事業</p>		<p>地域資源の「発酵飼料」を活用した自家産卵及び地域特産品を利用した、より付加価値の高いスイーツ類の商品開発及び販売事業</p>	
<p>玉名市大浜町農業協同組合 (熊本県玉名市)</p>		<p>※新商品 福岡県：米粉パン 佐賀県：米粉麺うどん 長崎県：雲仙こぶ高菜入りヘルシーからあげ 熊本県：クラマトジュース等 大分県：干しぶどう 宮崎県：たい飯の素等 鹿児島県：ロールケーキ等</p>	
<p>地域の特産品であるイタリアントマト等を利用した商品の加工・冷凍・販売事業</p>			

(6次産業化をサポートする人材・体制の整備)

九州各県に6次産業化サポートセンターを設置し、6次産業化の先達・民間の専門家(ボランティア・プランナー^{※1}、6次産業化プランナー^{※2})による総合化事業計画の作成、新商品の開発、IT活用や輸出を含めた経営の発展段階に即した個別相談や、課題解決に向けた実践研修会を実施しました。

(九州地域広域交流会の開催)

九州農政局と各県サポートセンターが連携して、農林漁業者等と他の事業者等との異業種交流等を目的とした交流会を九州北部(福岡県、佐賀県、長崎県、大分県)並びに南部(熊本県、宮崎県、鹿児島県)で25年2月に開催し、関係者約250名の参加があり、相互の交流を図りました。その際、セミナー、個別相談会も併せて実施しました。

※1 先導的な6次産業化の実践者であり、6次産業化に取り組む農林漁業者に対してアドバイス等を行う人材として、農林水産大臣が任命した者をいいます。

※2 農林水産物の加工や流通、マーケティング等に関する専門家であり、6次産業化に取り組む農林漁業者に対する総合的なサポートを行う人材として、農政局が選定し、サポートセンターに登録された者をいいます。

（6次産業化推進企画委員会の設置）

24年度から各県地域センターが中心となり、ボランティア・プランナー、県、市町村、農林漁業関係団体等の担当者を委員として参集し、6次産業化の推進方策や活動方針を検討する、「6次産業化推進企画委員会」を設置しました。各県3回程度開催し、6次産業化に取り組みやすい環境を整備するために取組方針等を議論し、交流会の開催等に結びつけました。

（農林漁業成長産業化ファンド等説明会）※

農林漁業の6次産業化・成長産業化を実現させるため、「農林漁業成長産業化支援機構法」が制定され、平成24年12月3日に施行されました。

九州では、熊本市において「農林漁業成長産業化ファンド等説明会」を開催し、関係者約200名が出席し、その周知を図りました。

（九州農業成長産業化連携協議会）

九州農政局では、農林水産業関係者と九州内外の食品製造、流通、サービス業等の企業、団体、経済界の方々との経営連携の促進を図り、販売、加工、輸出等の拡大を図っていくことを目的として、「九州農業成長産業化連携協議会」を（社）九州経済連合会、（一財）九州地域産業活性化センター及び九州経済産業局とともに24年3月に設立し運営しています。

25年3月末日現在、327の団体・企業・個人が加入しており、会員からの提案により外食、輸出、IT及び流通の4部会が設置され活動に取り組んでいます。

※ 農林漁業成長産業化ファンドとは、農林漁業者が主体となって、新たな事業分野を開拓する事業活動に対し、出融資や経営支援を行うもので、（株）農林漁業成長産業化支援機構と各地域のサブファンドにより運営されています。

九州では福岡、熊本、大分県において地元銀行等の出資（西日本シティ銀行、肥後銀行、大分銀行）によりサブファンドが設立されています。

（２）農林水産業と食品産業の連携・強化

農林水産省では、農林水産業と食品産業の連携・強化を図るため「六次産業化・地産地消法」、「農商工等連携促進法」の認定事業者等による国産農林水産物を活用した新商品開発や販路開拓、農林漁業者等への技術研修、関係者間での交流会等の開催等の取組を支援しています。

（新商品の開発・販路拡大等の取組）

九州農政局は熊本6次産業化サポートセンターや九州農業成長化産業連携協議会と連携し、「九州食の展示・商談会」（24年11月：熊本市等主催）において、6次産業化の推進を目的にセミナーを開催するとともに流通業者との相談会の場を提供しました。また、「全国キャラバン！食の発掘商談会in宮崎」（25年1月：株式会社JTB西日本主催）において、商談会に先立ち、販路開拓・商品開発につながる手法の構築を目的としたセミナーを開催するとともに、6次産業化に関する相談コーナーを設け出展業者等の相談に対応しました。

さらに、「六次産業化・地産地消法」の認定を受けた農林漁業者等を対象に、6次産業化推進整備事業により農林水産物の加工・販売のための機械・施設等の整備を支援しています。24年度は、にんにくペースト・しょうがペーストの製造（宮崎県）、ごま油、なたね油の製造（鹿児島県）等に係る施設整備を支援しました。

加えて、24年度は6次産業化推進地域支援事業により地域の特産農産物を利用した商品開発・販路開拓（熊本県）、にんにくを原料とした健康食品の商品開発・販路開拓（鹿児島県）等9件に対して、支援を行いました。

（農商工連携の推進）

24年度における農商工等連携促進法に基づく中小企業者と農林漁業者が共同で新商品の開発等に取り組む事業計画（農商工等連携事業計画）は、九州内で2件（累計54件）が認定されています（表3-14）。

表3-14 県別農商工等連携事業計画認定状況(平成24年2月4日)

	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	九州計	全国計
20年度	2	1	1	4	2	1	8	19	177
21年度	3	3	2	5	2	2	3	20	184
22年度	4	-	-	2	-	1	-	7	65
23年度	3	-	-	1	2	-	-	6	60
24年度	-	-	1	1	-	-	-	2	60
計	12	4	4	13	6	4	11	54	546

資料：経済産業省及び農林水産省

（３）農林水産物・食品の輸出拡大の取組

日本国内の農林水産物・食品市場は少子高齢化等により縮小が見込まれますが、海外には今後伸びていくと考えられる有望なマーケットが存在します。そのため、農林水産物・食品の輸出促進は、新たな販路拡大、所得の向上等に加え、生産量の増加による食料自給率の向上、食料安全保障への貢献など産地・地域のみならず国民全体にとってもメリットをもたらす大きな可能性があります。

九州農政局では、県域を越えた事業者間の連携による輸出促進を図るために、九州農林水産物等輸出促進ネットワークを設置し、関係者間の情報交換の場を提供するとともに、「輸出オリエンテーションの会」の開催等の取組を実施しています。

（輸出オリエンテーションの会の開催）

24年度の「輸出オリエンテーションの会」については、25年1月に熊本市において輸出促進研修会、25年2月に鹿児島市において牛肉を対象とした展示・商談会（出展者8事業者、参加バイヤー6社）、25年3月に熊本市においてかんきつを対象とした展示・商談会（出展者14事業者、参加バイヤー5社）を開催し、海外への販路を確保・拡大しようとする農林漁業者・事業者に対し、輸出のノウハウや情報の提供、国内外の商社やバイヤーとの商談を行う機会を提供しました。



輸出促進研修会の様子



商談会の様子（かんきつ）

（九州農業成長産業化連携協議会輸出部会）

（１）農山漁村の6次産業化の取組（P132参照）で述べたように、24年3月に九州農業成長産業化連携協議会（以下、「連携協議会」という）を設立しました。連携協議会では、24年6月に輸出部会を設置し、九州産農林水産物・食品の輸出拡大に取り組むこととしました。

24年8月には香港での食品展示会「フード・エキスポ2012」の開催に合わせて、香港に九州の農産物・食品の輸出促進ミッションを派遣し、九州の産

品のPRを行うとともに、今後の九州からの輸出拡大に関し、香港中華総商会（香港の経済団体）と意見交換を行いました。意見交換では、今後、オール九州での輸出促進の取組を検討すること等を確認し合いました。



ラウンドテーブル（意見交換）の様子



「フード・エキスポ2012」の様子

（輸出証明書発行業務の県から国への移管）

23年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、諸外国・地域は、日本から海外へ輸出される農林水産物及び食品等に対して輸入規制措置を講じており、我が国へは産地や放射性物質に関する検査結果等に関する証明書が求められています。

「諸外国・地域の規制措置」（25年6月1日現在）

1. 日本のすべて又は一部の食品につき輸入停止/他の食品につき証明書を要求：5か国
2. 日本のすべての食品について証明書を要求：14か国
3. 日本の一部食品につき輸入停止又は証明書を要求：12か国・地域
4. 検査強化：9か国
5. 一時規制されていたが、現時点では規制措置の完全解除：11か国

輸出証明書の発行業務[※]については、国の要請に基づきこれまで各県が実施してきましたが、九州管内では25年1月から福岡県が行っていた発行業務が九州農政局福岡地域センターに移管され、25年4月からは他の6県についても九州農政局に移管されました。

※ 農林水産省HP「食品等の輸出証明書の申請窓口」→http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/

6 エネルギー生産への農山漁村の資源の有効活用

(1) 再生可能エネルギー導入の取組

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、エネルギー政策を取り巻く環境が変わり、再生可能エネルギーによる分散型エネルギーシステムへの転換が国の重要課題となっています。しかし、再生可能エネルギーは化石エネルギー等と比較して、総じてコストが高いこと等から、これまで導入が十分には進んでいませんでした。

一方、24年7月から、再生可能エネルギー発電の飛躍的な導入促進を図るため、固定価格買取制度が始まりました。これは、再生可能エネルギー発電の標準的な発電コストを賄える価格での買取を一定期間保証するというものです（表3-15）。

表3-15 固定価格買取制度の買取価格・期間（平成24年度の買取価格）

電源	調達区分		調達価格(税込)	買取期間
太陽光	10kW以上		42.00円/kWh	20年
	10kW未満(余剰買取)		42.00円/kWh	
風力	20kW以上		23.10円/kWh	20年
	20kW未満		57.75円/kWh	
地熱	1.5万kw以上		27.30円/kwh	15年
	1.5万kw未満		42.00円/kWh	
中小水力	1,000kw以上30,000kw未満		25.20円/kwh	20年
	200kw以上1,000kw未満		30.45円/kwh	
	200kw未満		35.70円/kwh	
バイオマス	メタンガス発酵バイオガス		40.95円/kWh	20年
	固形燃料燃焼	未利用木材	33.60円/kWh	
		一般木材・農産物由来バイオマス	25.20円/kwh	
		廃棄物・その他バイオマス	17.85円/kwh	
		リサイクル木材	13.65円/kwh	

資料：経済産業省資源エネルギー庁の資料を基に九州農政局で作成。

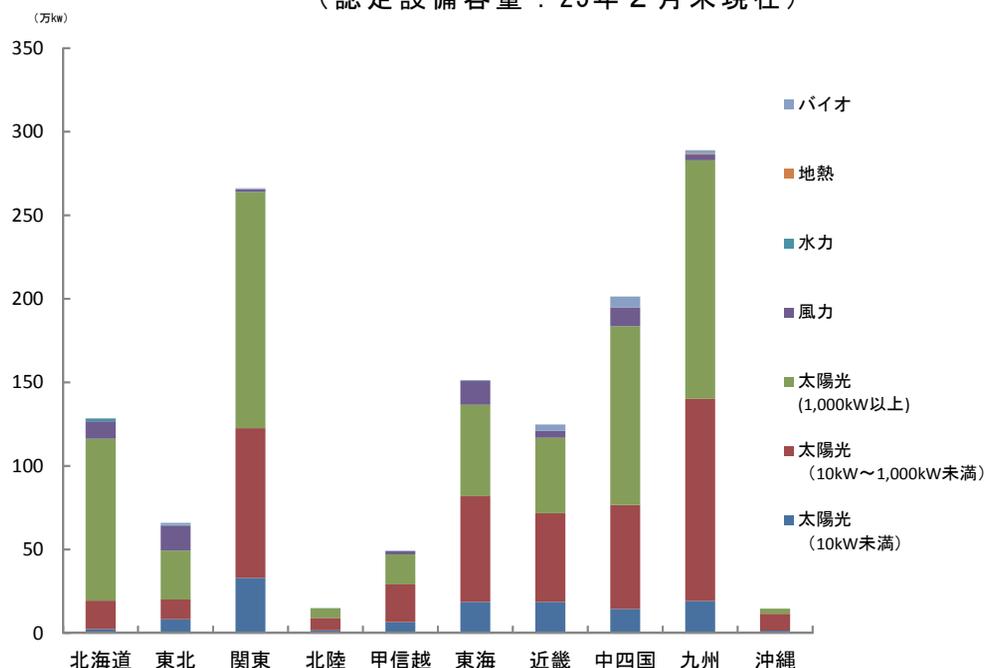
このような中、農山漁村には、土地、水、バイオマス等の資源が豊富に存在しており、また、九州は日照や水力など自然エネルギーに恵まれているため、その特性を活用した再生可能エネルギーによる農山漁村の活性化が期待されています。なお、固定価格買取制度による再生可能エネルギー発電の認定設備容量をブロック別にみると、九州は関東とともに国内最大容量となっ

ています（図3-14）。しかし、現状は企業による工場跡地や遊休地等へのメガソーラー設置は進められているものの、地域の農林漁業者等による取組はほとんどなく、その収益の地域還元もあまり行われていない状況です。

そのため、地域の農林漁業者等が主体となり、売電のメリットが地域に還元される取組を育てていくことが重要となっています。

図3-14 再生可能エネルギー発電設備の導入状況について

（認定設備容量：25年2月末現在）



資料：経済産業省資源エネルギー庁の資料を基に九州農政局で作成。

注：ブロックに対応する都道府県のうち関東は「茨城、群馬、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川」、北陸は「富山、石川、福井」、甲信越は「山梨、長野、新潟」、東海は「岐阜、静岡、愛知、三重」を示す。

これらのことを踏まえ、農林水産省では農山漁村における再生可能エネルギーの発電適地選定の参考となる情報等を農林水産省ホームページ[※]で閲覧できるようにするとともに、農林漁業者等が参画した発電事業を円滑に開始するための協議会の開催や地域での合意形成のための取組への支援を行いました。また、農山漁村再生可能エネルギー導入事業等により、地域の農林漁業者等が参画した発電事業モデルの構築、小水力発電等に係る調査設計等を支援しました。

九州農政局では、25年2月に九州各県の担当者を集め会議を開催し、農山漁村における再生可能エネルギーに関する活性化方策の検討や関連施策の説明を行うとともに、情報の収集・共有化を図りました。

※ 農林水産省HP「平成23年度補正予算（第4号）調査結果（外部リンク）」
→<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/yosan.html>

(2) 小水力発電等の再生可能エネルギーの有効利用に向けて

近年、揚水ポンプ等電力を使用する土地改良施設の増加に伴い、電力料等の維持管理費が増大し、適切な機能発揮に支障が生じていることから、農村地域に豊富に賦存する再生可能エネルギーを有効に利活用することにより電力料の軽減を図り、土地改良施設の適切な機能発揮と、温室効果ガス排出量の削減を図る取組が進められています。

九州農政局では、小水力等再生可能エネルギー導入推進事業等により、小水力等発電施設の整備に係る概略設計、各種法令に基づく協議等の取組を支援しています。

(小水力発電施設の導入)

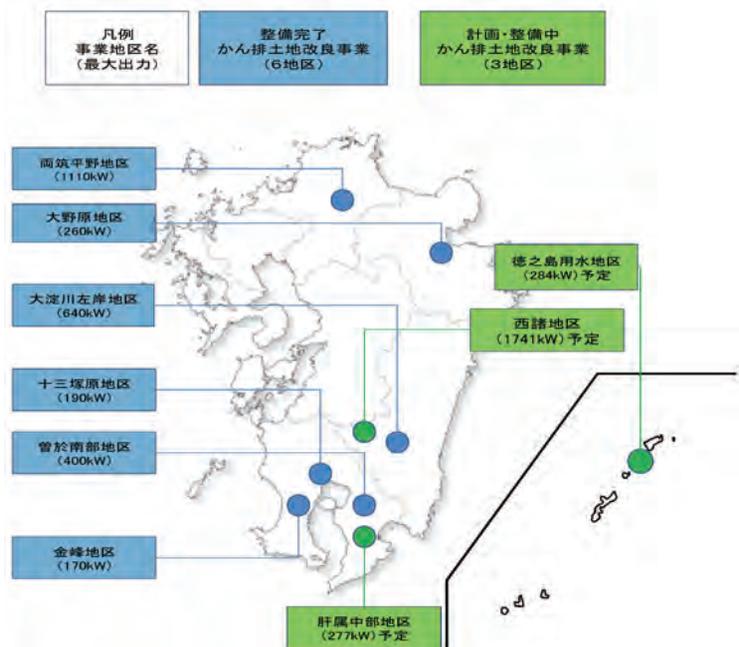
九州では、農業農村整備事業により整備した小水力発電施設が既に6施設あり、現在、更に3地区において小水力発電施設の設置が計画されています。



発電所の全景
 国営かんがい排水事業「曾於南部地区」の小水力発電施設

図 3 - 15

◆九州管内の小水力発電施設の設置状況◆



(太陽光発電施設の導入)

また、太陽光発電施設は、熊本県玉名市「大浜地区」、鹿児島県知名町「須原地区」、和泊町「池当地区」、喜界町「喜界（二期）地区」（最大出力16kw～104kw）に設置されており、土地改良施設（揚水ポンプ等）への電力供給や土地改良施設の維持管理費の軽減等に寄与しています。



県営畑地帯総合整備事業「池当地区」
 （鹿児島県和泊町）の太陽光パネル

(3) 豊富なバイオマス資源を活かして

ア バイオマス活用推進計画の策定

バイオマス活用推進基本法(平成21年法律第52号)第21条に基づき、都道府県及び市町村は、それぞれ都道府県バイオマス活用推進計画、市町村バイオマス活用推進計画(以下一括して「地域推進計画」という。)を策定するよう努めることとされました。

また、バイオマス活用推進計画(平成22年12月閣議決定)では、バイオマスの活用の推進に関する施策についての基本的な方針、国が達成すべき目標、技術の研究開発に関する事項等が定められ、32年に600市町村において市町村バイオマス活用推進計画が策定されるとともに、全ての都道府県において都道府県バイオマス活用推進計画が策定されることを目標としています。

九州で、25年3月現在で2県4市が地域推進計画を策定公表しています。
(全国:12府県18市町)

○都道府県バイオマス活用推進計画の公表状況

- ①鹿児島県(24. 2. 9公表)
- ②熊本県(24. 3. 30公表)

○市町村バイオマス活用推進計画の公表状況

- ①宮崎県西都市(24. 4. 1公表)
- ②福岡県糸島市(24. 4. 12公表)
- ③熊本県高森町(25. 3. 22公表)
- ④福岡県八女市(25. 3. 29公表)

(参考)

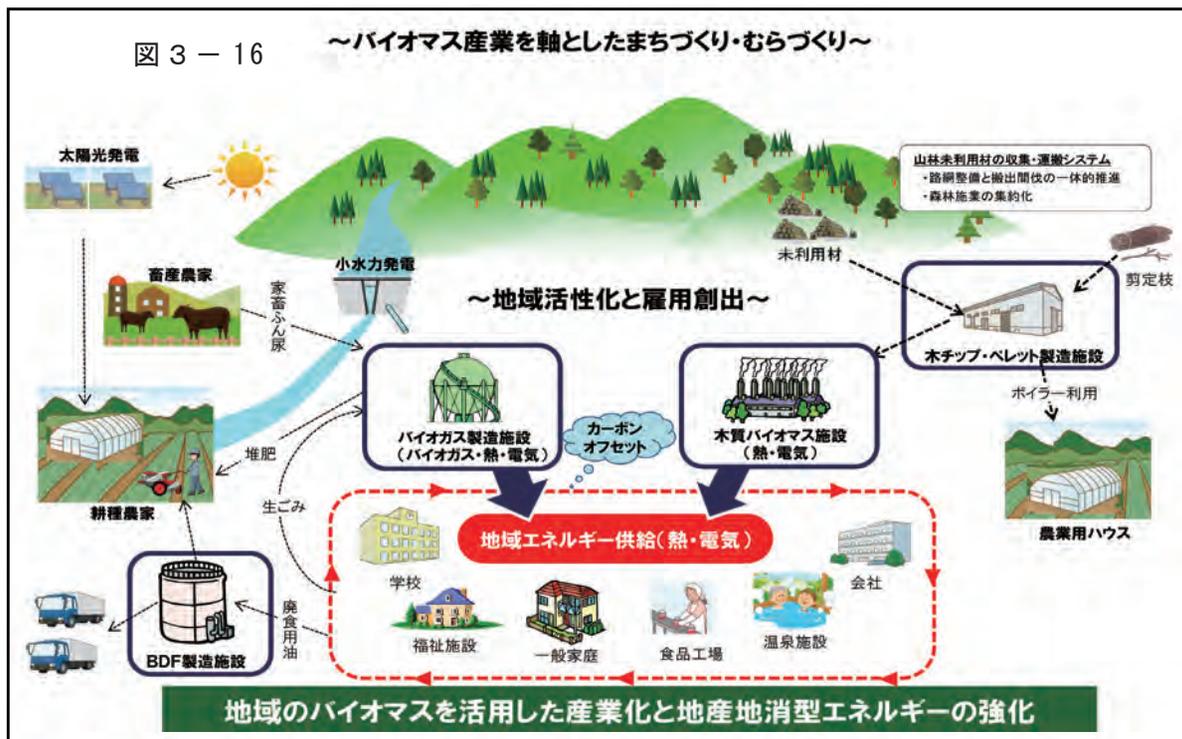
宮崎県(25. 4. 12公表)

イ バイオマス産業都市の構築

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、24年9月、バイオマス活用推進会議^{*}において、「バイオマス事業化戦略」が決定されました。この戦略に基づいて関係府省が連携し、地域のバイオマスを活用した産業化と地産地消型の再生可能エネルギーの強化を支援し、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくり(バイオマス産業都市)を推進しています。

なお、25年3月、バイオマス産業都市の募集が開始され、九州農政局では九州地域バイオマス関係機関連絡会、及びバイオマスタウンネットワークを活用し情報発信を行っています。

^{*} バイオマス活用推進会議：7府省庁（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）の担当政務官で構成されています。



ウ バイオマスの利活用の取組

バイオマスのエネルギー利用としては、生ゴミ、下水汚泥^{おでい}、木くず、製材残材、鶏ふん等を活用した発電が行われ、自家利用以外の余剰電力については電力事業者に買上げられています。

宮崎県都城市^{みやこのじょう}の「南国興産株式会社」では、13年度資源循環型畜産確立対策事業を活用した鶏ふん発電ボイラー施設(1号機)が14年4月から、21～22年度地域バイオマス利活用交付金を活用した畜ふん発電ボイラー施設(2号機)が24年5月に稼働しており、年間約1,900万kwhの電力を生産し、自家利用以外の余剰電力は売電を行っています。また、同県川南町^{かわみなみちょう}の「みやざきバイオマスリサイクル株式会社」でも鶏ふんによる発電が行われ、年間約6,400万kwhを供給しており、同県の鶏ふんはほぼこの2社によりバイオマスとして利用されています。



南国興産畜ふん発電施設



みやざきバイオマスリサイクル発電所

7 環境保全型農業への取組

(1) 環境保全型農業直接支援対策の実施

農林水産省では、地球温暖化防止や生物多様性に効果の高い営農活動の導入を促進するため、平成23年度に環境保全型農業直接支援対策を創設し、意欲ある農業者がより環境保全効果の高い営農活動に取り組む場合に「環境保全型農業直接支払交付金」を交付しています。

24年度の九州における本対策の取組状況（見込み）は、137市町村で取組件数1,878件、取組面積4,390haとなっています。なお、支援対象の取組は、カバー作物等36.4%、有機農業35.9%、地域特認取組24.9%、冬期湛水管理2.8%となっています。

表3-16 平成24年度環境保全型農業直接支払交付金の取組状況（見込み）

	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	九州計
件数（件）	218	144	348	655	86	122	305	1,878
面積（ha）	636	318	1,023	1,208	289	198	719	4,390

資料：農林水産省調べ（平成25年2月26日公表資料）

(2) 環境保全型農業推進コンクールの実施

（有機農業の分野で農林水産大臣賞を受賞）

九州農政局では、環境保全型農業を推進しその技術の普及・定着を図るため、「九州・沖縄ブロック環境保全型農業推進協議会」を設置しています。この協議会では毎年、有機農業をはじめとする環境保全型農業に取り組んでいる個人または団体の事例を募集し、全国環境保全型農業推進会議に推薦しています。24年度は、有機農業の分野で福岡県桂川町^{けいせんまち}「合鴨家族古野農場」が大賞（農林水産大臣賞）を受賞しました（表3-17）。

表3-17 平成24年度環境保全型農業推進コンクール表彰者一覧（九州）

大賞（農林水産大臣賞）	福岡県桂川町 合鴨家族古野農場
最優秀賞（農林水産省生産局長賞）	大分県臼杵市 株式会社高橋製茶
優秀賞（全国環境保全型農業推進会議会長賞）	長崎県佐々町 北村誠氏
奨励賞（全国環境保全型農業推進会議会長賞）	熊本県山江村 山江ほたる清流米生産組合 長崎県対馬市 佐護ヤマネコ稲作研究会 宮崎県日之影町 一心園
特別賞（全国環境保全型農業推進会議会長賞） 及び九州農政局長賞	佐賀県佐賀市 佐賀県立高志館高等学校

【「合鴨家族古野農場」の取組】（福岡県桂川町^{けいせんまち}）

合鴨家族古野農場は、合鴨技術の導入に加えてレンゲ草等の緑肥や籾殻、合鴨ふん及び鶏ふん等の有機物の堆肥化による土づくりを行い、大規模な有機農業経営を確立されています（水稲7ha，小麦・野菜2ha）。また、海外や国内で開催される会議での講演等を通じ、有機農業の推進活動を行っています。



合鴨水稲同時作の様子

（3）エコファーマー認定取得の状況

農林水産省では、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）」に基づき、土づくりや化学肥料・化学合成農薬の使用低減のための技術を一体的に導入する計画を定め、都道府県知事から認定を受けた「エコファーマー」の支援を行っています。

九州管内のエコファーマー認定件数は、24年3月末には、23年3月末に比べ17件減少したものの、3万2,994件となっています。

これは全国の認定件数21万6,287件の約15%を占め、東北、関東、北陸に次ぐ認定件数となっています（図3-17）。

県別の認定件数を見ると、熊本県が1万443件（九州1位、全国4位）、長崎県が7,226件（九州2位、全国14位）、佐賀県が5,385件（九州3位、全国16位）となっています（表3-18）。

図3-17 ブロック別エコファーマーの認定件数割合

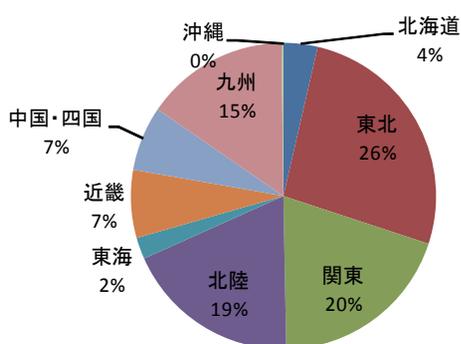


表3-18 エコファーマーの認定件数

単位：件、%

	平成24年 3月末	平成23年 3月末	対前期 比
全 国	216,287	211,557	102.2
九 州	32,994	33,011	99.9
福岡県	2,616	2,923	89.5
佐賀県	5,385	5,467	98.5
長崎県	7,226	7,248	99.7
熊本県	10,443	10,113	103.3
大分県	687	821	83.7
宮崎県	2,046	2,011	101.7
鹿児島県	4,591	4,428	103.7

資料：農林水産省調べ。

注：本データは、24年3月31日現在と23年3月31日現在で、九州各県がエコファーマーとして認定したものを取りまとめたものです。

(4) 有機農業の推進

「有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）」（以下「有機農業推進法」という。）及び有機農業推進法に基づく「有機農業の推進に関する基本的な方針（平成19年4月27日農林水産大臣公表）」に基づき、九州各県において有機農業が推進されています。

ア 九州における県有機農業推進計画の策定状況

有機農業推進法に基づき県が定める有機農業推進計画については、24年3月までに九州全県が策定しています。この計画に基づき各県は有機農業者等の支援や有機農業に関する知識の普及等に関する施策を行っています。

イ 九州における有機農業地区推進事業の実施状況

九州農政局では、地域における有機農業を推進するため、「有機農業地区推進事業」により販売企画力強化や生産技術力強化、人材育成力の強化に対する取組を支援しています。24年度は、管内10地区で本事業が実施されました（表3-19）。

表3-19 九州における有機農業地区推進事業の実施状況

県名	事業実施主体名	関係市町村	対象作物	主な取組の概要
福岡県	赤村有機農業推進協議会	赤村	水稲、野菜	1 販売企画力強化の取組 有機農産物PRのための有機フェスタ開催支援、有機農業により生産された農産物の取引価格や出荷量の拡大を図る。 2 生産技術力の強化の取組 有機農業の技術を確立する取組、有機農業に適した種苗の確保のための取組等。 3 人材育成力の強化の取組 有機JAS認証制度に関する研修、有機農業への参入希望者に対する指導助言等。
長崎県	南島原市有機農業推進協議会	南島原市	水稲、野菜、果樹、黒ゴマ	
長崎県	雲仙市有機農業推進ネットワーク	雲仙市	水稲、野菜	
熊本県	宇城市有機農業推進協議会	宇城市	水稲、野菜	
熊本県	人吉市有機農業推進協議会	人吉市	水稲、野菜	
熊本県	山都町中山間地活性化有機農業推進協議会	山都町	野菜	
大分県	「給食畑の野菜」有機農業推進協議会	臼杵市	野菜	
大分県	おおいた有機農業推進協議会	大分県	水稲、野菜	
宮崎県	綾町有機農業推進会議	綾町	水稲、野菜	
鹿児島県	かごしま有機農業推進協議会	鹿児島市 南さつま市 始良市	水稲、野菜、果樹	

8 農業農村整備の展開

農業農村整備は、「水と土」、すなわち、農業用水、農用地、農業用排水施設等の生産基盤を整備することにより、農業生産性の向上や営農条件の改善等を図るものです。

食料供給地域として重要な役割を担っている九州農業を支えるため、各地の地域特性に応じた農業農村整備事業が展開されています。

九州農政局では、ストックマネジメント^{*}の推進、地域の創意工夫を活かした新たな交付金の導入、水田の有効活用による麦・大豆等の生産拡大を実現する農地の排水対策等を重点的に推進しています。

(1) 国営事業の実施状況

九州管内では、基幹的な水利施設を整備する国営かんがい排水事業（14地区）や農地・農業用施設に対する災害を未然に防止するための国営総合農地防災事業（3地区）、老朽化した海岸保全施設の整備を行い背後農地と住民の安全を守る直轄海岸保全施設整備事業（3地区）を、関連（県営）事業などと連携しながら実施しています（巻末資料P198参照）。

25年度には、宮崎県の国営尾鈴地区が完了予定で、24年12月に同地区の水源となる切原ダムの供用を開始しています。



きりばる
切原ダム湛水状況写真

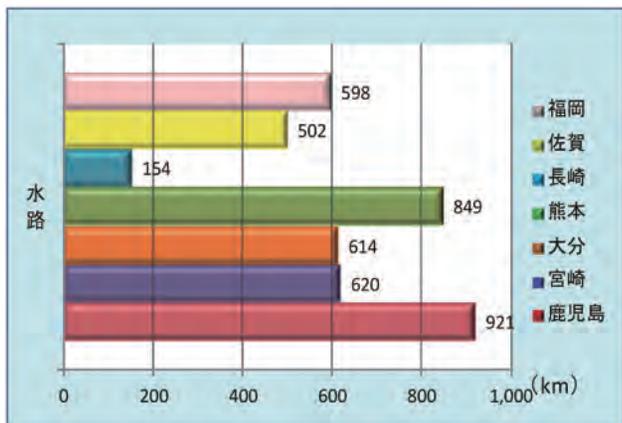
(2) 農業水利施設等の適切な更新・保全管理

全国の農業用水を供給する基幹的な農業水利施設のうち、ダム、頭首工、用排水機場等の点的な施設は約7千か所、線的な施設である農業用排水路の総延長は約5万kmに上ります。このうち、九州管内の農業用排水路の総延長は約4,260kmと全国のおよそ1割を占めています（図3-18）。

これらの施設は、老朽化が進んでおり、耐用年数の超過割合は熊本県、大分県、宮崎県で全国平均を上回っています。今後、着実かつ計画的なストックマネジメントの推進による施設の更新・保全管理が必要です（図3-19）。

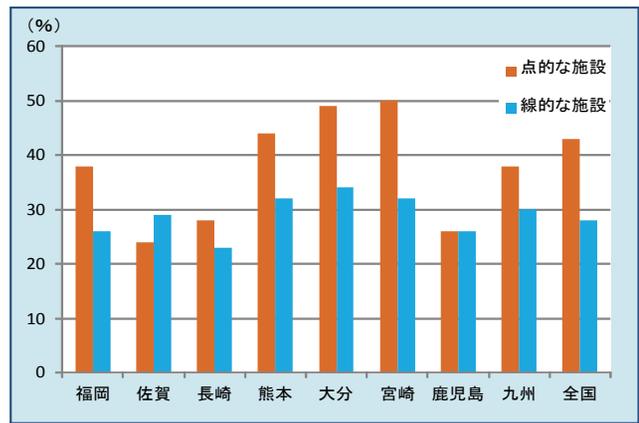
^{*} スtockマネジメント：定期的な機能診断等に基づく機能保全対策等を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法の総称です。

図3-18 農業水利施設ストック量（22年）



資料：農林水産省「農業基盤情報基礎調査」

図3-19 耐用年数超過割合（22年）



資料：図3-18と同じ

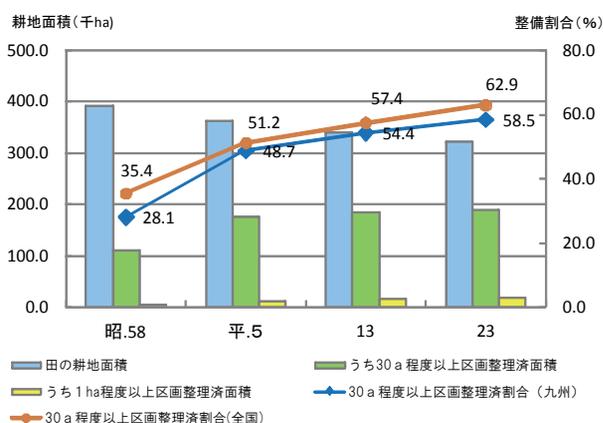
（3）水田の整備状況

水田では、区画の整理・大型化による農業生産性の向上や、排水路や暗きよ排水の整備により畑作物の栽培にも利用できる汎用性の高い農地への転換が可能となります。

九州地域の水田の区画（30a程度以上）の整備割合は23年度時点で58.5%となっており、全国平均と比べ4.4ポイント低いものの着実に向上しています。また、その一部では1ha以上の区画整理も行われています（図3-20）。

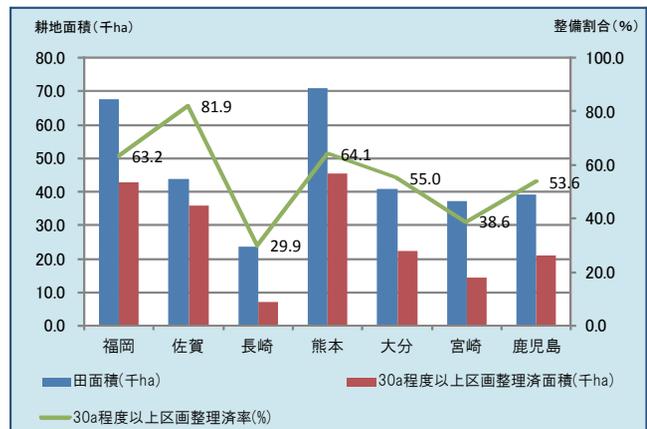
県別にみると、整備割合が高いのは、佐賀県の81.9%、熊本県の64.1%、福岡県の63.2%となっています（図3-21）。

図3-20 九州の水田整備割合推移



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」
農林水産省「農業基盤情報基礎調査」

図3-21 県別水田整備割合（23年）



資料：図3-20と同じ

また、水田の整備割合が高い福岡県、佐賀県は田の耕地利用率も高く、それぞれ全国1位（144%）、2位（121%）であり、小麦・大豆の産出額についても上位となっています（表3-20）。

表3-20 県別の小麦・大豆の産出額（23年）

○小麦の産出額				○大豆の産出額			
県名	小麦		構成比	県名	大豆		構成比
	産出額(億円)				産出額(億円)		
全国	260		100.0	全国	258		100.0
福岡	17	全国2位	6.5	福岡	22	全国2位	8.5
佐賀	8	3位	3.1	佐賀	20	4位	7.8
長崎	1		0.4	長崎	1		0.4
熊本	4	6位	1.5	熊本	5		1.9
大分	1		0.4	大分	3		1.2
宮崎	0		0.0	宮崎	0		0.0
鹿児島	0		0.0	鹿児島	0		0.0

資料：農林水産省「生産農業所得統計」

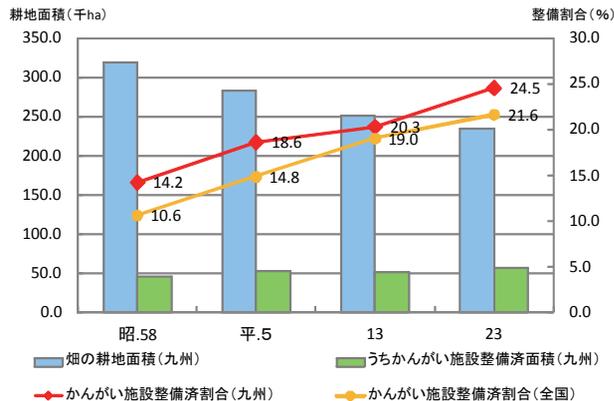
（4）畑の整備状況

畑では、かん水施設や農道整備等により、作物の品質向上や新規作物の導入による経営転換、機械の導入による農業生産性の向上が可能になります。

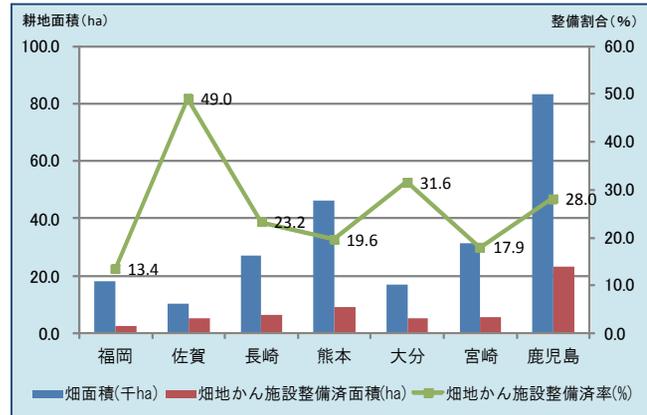
九州地域の畑の整備状況をみると、23年度時点のかんがい施設整備割合は24.5%で、全国平均より2.9ポイント高くなっています（図3-22）。

県別にみると特に佐賀県、大分県、鹿児島県が高くなっています（図3-23）。

図3-22 畑の整備割合推移（畑地かんがい） 図3-23 県別畑地かんがい（23年）
（面積・整備割合）



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」
農林水産省「農業基盤情報基礎調査」



資料：図3-22と同じ

これまで事業が完了した鹿児島県の地区では、収益性の低いかんしょ・なたね等の作付体系から、高収益な茶・野菜等に転換すること等により農業所得が大きく向上しています（表3-21）。今後とも大規模かんがい排水事業による畑地かんがい施設の整備とともに農業産出額の増加が期待されます。

表3-21 鹿児島県の国営事業完了地区の所得

	畑かん整備率(%)	1戸当り生産農業所得(千円)	10a当り生産農業所得(千円)
鹿児島県	38.7	1,452	103
国営事業完了南薩地区	87.0	3,784	201
国営事業完了笠野原地区	64.4	2,477	130

資料：鹿児島県「農業農村整備事業における市町村別整備水準調査結果」(H17)
農林水産省「生産農業所得統計」

注：南薩地区及び笠野原地区は、それぞれの受益市町の平均値